

2019年度
日本法社会学会
学术大会

於：千葉大学

2019年5月11日(土)・12日(日)

日本法社会学会

2019 年度学術大会開催のご案内

学術大会運営委員会

日本法社会学会 2019 年度学術大会が、2019 年 5 月 11 日（土）・12 日（日）の両日、千葉大学西千葉キャンパス（〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33）の法政経学部棟および文学部棟にて開催されます。会場へのアクセス方法は、後掲の会場案内の地図または千葉大学ウェブサイトの地図（<http://www.chiba-u.ac.jp/access/nishichiba/index.html>）をご参照ください。なお、今回の学術大会は千葉大学大学院社会科学研究院との共催となっております。

各分科会・シンポジウム等の部屋割りは皆様の参加希望を踏まえて決定し、当日ご案内いたします。会員の皆様におかれましては、学会ウェブサイト（<http://www.jasl.info/>）にてご出欠およびご出席予定のセッション等をご登録いただきますようお願い申し上げます。

※2017 年度より、参加申し込み方法が葉書による連絡ではなくオンラインでの登録になりました。**学術大会のご出欠と参加予定セッション、懇親会のご出欠、お弁当のご希望、総会のご出欠**をウェブで登録していただきますようお願い申し上げます。学会ウェブサイト（www.jasl.info）にアクセスし、会員専用ページに入ってください。会員専用ページの ID とパスワードは、学会報各号の末尾の「事務局からのお知らせ」に記してあります。

学術大会についての最新情報も、学会ウェブサイトにて随時ご案内しております。あわせてご参照ください。

千葉大学の後藤弘子会員（hirog@faculty.chiba-u.jp）、または、佐伯昌彦会員（m-saeki@chiba-u.jp）までお願いいたします。プログラム全般については、学術大会運営委員長の馬場健一会員（kbaba@kobe-u.ac.jp）までお問い合わせください。

会員総会のご案内

5 月 11 日（土）13 時 30 分より、会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2018 年度活動報告
5. 2018 年度決算報告
6. 2019 年度予算案の提案
7. 日本学術会議に関する報告
8. 学会奨励賞受賞者表彰式
9. その他

懇親会のご案内

日時：5月11日（土）夕刻（学術大会終了後の18時半頃からを予定）

会場：けやき会館3階レセプションホール

費用：一般会員6,000円，学生会員4,000円

出欠回答のお願い：懇親会のご出欠はウェブサイト（上記学会HP）にてご登録ください。

昼食のご案内

5月11日（土）、12日（日）両日またはどちらか、お弁当をご用意します（1食1,000円です。代金は受付でお支払いください）。ウェブサイト（上記学会HP）でご希望の有無をご登録ください。注文された方につきましては、キャンセルはできませんので、ご了承ください。

報告レジュメ・資料のウェブ配布サービスについて

2013年度の大会より、報告者が当日配付するレジュメ・資料を学会ウェブサイトから電子配信する試みを実施しております。幸いこれまで利用アクセスも多く好評でしたので、今年度もこの試行を継続します。

詳細につきましては学会ウェブサイトをご覧ください。

千葉大学のWEB環境について

千葉大学は、eduroamに参加しております。eduroam参加校ご所属の参加者の方につきましては、所属大学からの接続方法を確認の上、eduroamをご利用ください。また、eduroamを利用できない方につきましては、当日、千葉大学の来訪者向け公衆無線LANサービスに接続できるように手配いたします。

会場案内

会場：千葉大学 西千葉キャンパス 法政経学部棟・文学部棟（千葉市稲毛区弥生町 1-33）

西千葉キャンパスの最寄駅

- ・JR 総武線（各駅停車）西千葉駅（キャンパス南門まで徒歩約2分）
- ・京成みどり台駅（キャンパス正門まで徒歩約7分）
- ・千葉都市モノレール天台駅（北門まで徒歩約10分）



※東京方面から JR 西千葉駅までのアクセス



千葉方面からは、①JR 千葉駅より総武線（各駅停車）にて1駅（2分）で JR 西千葉駅まで、または②千葉中央駅より京成千葉線にて4駅（5分）でみどり台駅までお越しいただけます。



学会会場

南側（1番の建物）が文学部棟，北側（2番の建物）が法政経学部棟です。なお，受付は，文学部棟の南側の入り口付近に設置予定です

懇親会会場

けやき会館3階レセプションホール

若手WSはこの建物の2階マルチメディア会議室にて開催されます



- ・ JR 西千葉駅からお越しの方は，赤色の矢印に沿ってお進みください
- ・ みどり台駅からお越しの方は，緑の矢印に沿ってお進みください

日本法社会学会 2019プログラム (千葉大学)

2019年5月10日(金) 15:30-17:30 若手ワークショップ

2019年5月11日(土) 9:00-18:00 ミニシンポジウム & 個別報告

9:00 12:30	<p>ミニシンポジウム① 後藤弘子 「セクシャル・ハラスメントの再構築：性犯罪の視点による問題解決を模索する」</p> <p>後藤弘子「企画趣旨説明」 南野佳代「学術分野におけるセクシュアル・ハラスメント」 内海崎貴子「ジェンダー平等教育とスクール・セクシュアル・ハラスメント」 池谷孝司「学校現場におけるセクシャル・ハラスメント」 沼崎一郎「複合的暴力犯罪としてのセクシュアル・ハラスメント」</p>	<p>ミニシンポジウム② 小宮友根 「裁判員裁判における『健全な常識』の再考」</p> <p>北村隆憲「評議における実践的推論の諸形式」 森本郁代「裁判員は自身の知識をどのように利用するか」 小宮友根「裁判員評議と感情の社会学」</p> <p>コメント： 三島聡・櫻村志郎</p>	<p>ミニシンポジウム③ 佐藤岩夫 「超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト：調査の実施経過および結果の概要」</p> <p>佐藤岩夫「『超高齢社会における紛争経験と司法政策』プロジェクトの概要」 阿部昌樹「紛争経験調査の結果の概要」 山口純「高齢者の関わるトラブルと対応行動に関する分析」 太田勝造「訴訟利用調査の概要と基本集計」 飯考行「訴訟記録調査と当事者・代理人調査の分析」 森大輔「一般人調査と訴訟利用者スクリーニング調査の分析」</p>	<p>ミニシンポジウム④ 藤本 亮 「62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査の結果概要」</p> <p>宮澤節生「67期弁護士第2回郵送調査の概要」(仮) 石田京子「法曹養成課程の評価の変化」(仮) 上石圭一「所得、満足度、および不安感の変化」(仮) 藤本亮「登録地、事務所での地位、登録地・事務所の変化」(仮) 武士俣敦「業務内容の構成、業務内容への評価、および業務の専門化における変化」(仮)</p>	<p>個別報告分科会① 司会：米田憲市</p> <p>齋藤宙治「年齢による差別と平等原則の一試論」 波多野綾子「不完全な国際法の内在化？—日本におけるヘイトスピーチ解消法制定とアンチ・レイシズム運動を事例として」(仮) 馬場健一「行政不服審査における行政機関の弁明の実態と問題点」 馬場淳「法人類学と存在論——法文書をめぐるエージェンシーとコミュニケーション」</p>
12:30 13:30	<p>昼食 [同時帯に女性ランチョンを開催]</p>				
13:30 14:30	<p>会員総会</p>				
14:30 18:00	<p>ミニシンポジウム⑤ 太田勝造 「裁判過程における人工知能による高次推論支援のための基礎研究」</p> <p>佐藤健「裁判過程における人工知能による高次推論支援システムの構想」 太田勝造「法的支援システムに基づく裁判は人々に受け容れられるか？」 高橋和子「議論過程の可視化システム」 狩野芳伸「司法試験の自動解答を題材とした法律文書の自然言語処理」 本村陽一「事実認定のための確率モデリング」</p>	<p>ミニシンポジウム⑥ 宮澤節生 「刑事分野における弁護士活動の高度化に関する予備的検討：面接調査データを中心に」</p> <p>宮澤節生「このミニ・シンポジウムの背景と目的」 平山真理「刑事弁護にかかわる法制度の改革とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 菅野昌史「刑事弁護に関する登録制度および日弁連・弁護士会・その他による研修制度とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 武蔵勝宏「刑事分野における委員会活動・公的活動・社会運動等への参加状況」 上石圭一「刑事弁護の経済的基盤および刑事弁護士の所得とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 橋場典子「刑事弁護の組織的基盤としての法テラス法律事務所の状況」 大塚浩「刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務所の状況」 宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護の状況」・「総括と調査の展望」</p>	<p>ミニシンポジウム⑦ 馬場健一 「法専門職と簡裁代理：簡裁民事訴訟・簡裁実務のこれまでとこれから」</p> <p>馬場健一「司法統計から見た簡裁実務の変容——企画趣旨に代えて」 仁木恒夫「『庶民の裁判所』と『くらしの法律家』」 谷嘉浩「司法書士と市民の司法アクセス」 小川達雄「権利保護保険と弁護士実務」</p> <p>コメント：小林克美</p>	<p>企画関連 ミニシンポジウム① 「国際的に見た 司法制度改革」 司会：四宮 啓</p> <p>榎澤秀木「企画趣旨」 高見澤磨「社会変動の中の司法制度改革：中国の司法制度改革」 松尾弘「アジア諸国の司法制度改革：開発プロセスにおける法化の諸相」 須網隆夫「法の支配と弁護士：司法の独立の危機へのヨーロッパ弁護士の対応」</p> <p>ディスカッサント： ダニエル・フット</p>	<p>個別報告分科会② 司会：飯田 高</p> <p>安藤泰子「国家と刑罰、国際社会と刑罰」 片野洋平「所有者不明の土地問題の解消とその課題——特に現場の困難と工夫に着目して」 楠本敏之「社会保険の被保険者資格の中立化に係る法政策と非正規雇用者の社会的包摂」 花村俊広「労働局あっせんは、どのようにして合意を調達しているのか？——インタビュー調査によるあっせん業務プロセスの解明」</p>
18:30 20:30	<p>懇親会</p>				

14:30-18:00 ポスター・セッション 金成恩「生殖補助医療を用いた家族形成と学・医・官の連携による当事者支援」

2019年5月12日(日) 9:00 – 17:00 ミニシンポジウム & 個別報告 & 全体シンポジウム

<p>9:00 12:00</p>	<p>ミニシンポジウム⑧ 飯 考行 「刑事司法における 市民参加の展開」</p> <p>飯考行「裁判員制度の 導入と10年間の展 開——理念と現実の 相克」</p> <p>堀内美穂「裁判員裁判 と臨床心理学」</p> <p>國井恒志「裁判員裁判 における評議の工 夫」</p> <p>平山真理「検察審査会 と強制起訴——起訴 における市民参加は 何を変えるか」</p> <p>キャロル・ローソン 「日本とオーストラ リア首都特別地域の 刑務所市民監視体制 ——塀の中からの声 を通しての比較研 究」 コメント：河合幹雄</p>	<p>ミニシンポジウム⑨ 大坂恵里 「原発ADRの検証 ——『迅速かつ適正な 解決』の現状と課題」</p> <p>大坂恵里「原発ADR 総論——企画趣旨説 明に代えて」</p> <p>二宮淳悟「原発事故賠 償における訴訟と ADRの関係」</p> <p>及川善大「区域外避難 者案件の現状と課 題」</p> <p>除本理史「集団ADR とふるさと喪失被 害」</p> <p>渡辺淑彦「原発被害の 実相と大量不法行為 被害の救済における 制度上の課題」</p> <p>コメント： 片岡直樹・吉村良一</p>	<p>ミニシンポジウム⑩ 櫻村志郎 「法社会学における 理論的概念と観察的 データ」</p> <p>櫻村志郎「エスノメソ ドロロジーは構造機能 主義をいかに発展さ せたか?——企画趣 旨説明をかねて」</p> <p>榎田美雄「模擬民事裁 判授業におけるエス ノメソドロロジーの利 用可能性」</p> <p>北村隆憲「対話型調停 における理論と実 践」</p> <p>藤原信行「自死遺族の 語り（インタビュー データ）と、彼/彼 女から提供された死 者の遺した文書をめ ぐるエスノメソドロ ロジー的考察」</p> <p>正井佐知「社会的包摂 の実践と質的研究： エスノメソドロジ ーと内容分析の研究事 例を通じて」</p>	<p>企画関連 ミニシンポジウム② 「学際的に見た 司法制度改革」 司会：藤本 亮</p> <p>榎澤秀木「企画趣旨」</p> <p>出口雄一「司法制度改 革審議会を『歴史化』 する——『戦後体制』 と司法制度改革」</p> <p>武蔵勝宏「政治学から 見た司法制度改革— ポスト司法制度改革 の立法過程はなぜ後 退したのか」</p> <p>西川伸一「司法制度改 革審議会で提唱され た裁判官増員はどん なったのか」</p> <p>ディスカッサント： 阿部昌樹</p>	<p>個別報告分科会③ 司会：馬場健一</p> <p>浅水屋剛・加藤淳子 「法律家と非法律家が 法的判断をする際の 脳科学的構造の異 同：fMRI（機能的磁 気共鳴画像法）を用い たリーガル・マイン ドの探求」（仮）</p> <p>藤田政博「人の違法と せらるるは結果のみ によらずして行為に よる：行為無価値・結 果無価値に関する実 験研究」</p> <p>舩岡宏成「アメリカ合 衆国における懲罰的 損害賠償制度の統計 的分析」</p>
<p>12:00 13:00</p>	<p>昼食</p>				
<p>13:00 16:50</p>	<p>全体シンポジウム 「司法制度改革とは何だったのか」</p> <p>企 画 榎澤秀木</p> <p>司 会 上石圭一・藤本 亮</p> <p>報 告 榎澤秀木 「企画趣旨説明」</p> <p>丸島俊介 「司法改革の歴史を辿り未来を展望する」</p> <p>田中正弘 「我が国の法曹養成の出口拡充戦略は誰が主導すべきか—主体に着目した英米との比較」</p> <p>高橋 裕 「法社会学会は司法制度改革にどのように接近してきたか：視角と死角」</p> <p>ディスカッサント 三成美保・宮澤節生</p>				
<p>16:50 17:00</p>	<p>理事長挨拶</p>				

報告題目・目次

5月10日(金)
午後

若手ワークショップ 2019

「社会的排除に関する若手研究会：

映画『万引き家族』に見る現代『家族』の肖像・法と社会の課題」…… 2

5月11日(土)
午前

ミニシンポジウム①

「セクシャル・ハラスメントの再構築：

性犯罪の視点による問題解決を模索する」…… 4

コーディネータ：後藤弘子（千葉大学）

- (1) 南野佳代（京都女子大学）「学術分野におけるセクシュアル・ハラスメント」
- (2) 内海崎貴子（川村学園女子大学）「ジェンダー平等教育とスクール・セクシュアル・ハラスメント」
- (3) 池谷孝司（共同通信社）「学校現場におけるセクシャル・ハラスメント」
- (4) 沼崎一郎（東北大学）「複合的暴力犯罪としてのセクシュアル・ハラスメント」

ミニシンポジウム②

「裁判員裁判における『健全な常識』の再考」…… 7

コーディネータ：小宮友根（東北学院大学）

- (1) 北村隆憲（東海大学）「評議における実践的推論の諸形式」
- (2) 森本郁代（関西学院大学）「裁判員は自身の知識をどのように利用するか」
- (3) 小宮友根（東北学院大学）「裁判員評議と感情の社会学」

○コメンテータ：三島聡（大阪市立大学）

檜村志郎（神戸大学）

ミニシンポジウム③

「超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト：

調査の実施経過および結果の概要」…… 10

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

- (1) 佐藤岩夫（東京大学）「『超高齢社会における紛争経験と司法政策』プロジェクトの概要」
- (2) 阿部昌樹（大阪市立大学）「紛争経験調査の結果の概要」
- (3) 山口 絢（日本学術振興会，東京大学）「高齢者の関わるトラブルと対応行動に関する分析」
- (4) 太田勝造（明治大学）「訴訟利用調査の分析(1)：訴訟利用調査の概要と基本集計」
- (5) 飯 考行（専修大学）「訴訟利用調査の分析(2)：訴訟記録調査と当事者・代理人調査の分析」
- (6) 森 大輔（熊本大学）「訴訟利用調査の分析(3)：一般人調査と訴訟利用者スクリーニング調査の分析」

5月11日(土)
午 後

ミニシンポジウム④

「62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査の結果概要」……………13

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

- (1) 宮澤節生（神戸大学名誉教授）「67期弁護士第2回郵送調査の概要」（仮）
- (2) 石田京子（早稲田大学）「法曹養成課程の評価の変化」（仮）
- (3) 上石圭一（追手門学院大学）「所得，満足度，および不安感の変化」（仮）
- (4) 藤本 亮（名古屋大学）「登録地，事務所での地位，登録地・事務所の変化」（仮）
- (5) 武士俣敦（福岡大学）「業務内容の構成，業務内容への評価，および業務の専門化における変化」（仮）

個別報告分科会①……………15

司会：米田憲市（鹿児島大学）

- (1) 齋藤宙治（東京大学）「年齢による差別と平等原則の一試論」
- (2) 波多野綾子（東京大学）「不完全な国際法の内在化？——日本におけるヘイトスピーチ解消法制定とアンチ・レイシズム運動を事例として」（仮）
- (3) 馬場健一（神戸大学）「行政不服審査における行政機関の弁明の実態と問題点」
- (4) 馬場 淳（和光大学）「法人類学と存在論——法文書をめぐるエージェントとコミュニケーション」

ミニシンポジウム⑤

「裁判過程における人工知能による高次推論支援のための基礎研究」………19

コーディネータ：太田勝造（明治大学）

- (1) 佐藤 健（国立情報学研究所）「裁判過程における人工知能による高次推論支援システムの構想」
- (2) 太田勝造（明治大学）「法的支援システムに基づく裁判は人々に受け容れられるか？」
- (3) 高橋和子（関西学院大学）「議論過程の可視化システム」
- (4) 狩野芳伸（静岡大学）「司法試験の自動解答を題材とした法律文書の自然言語処理」
- (5) 本村陽一（国立研究開発法人産業技術総合研究所）「事実認定のための確率モデリング」

ミニシンポジウム⑥

「刑事分野における弁護士活動の高度化に関する予備的検討：

面接調査データを中心に」……………22

コーディネータ：宮澤節生（神戸大学名誉教授）

- (1) 宮澤節生（神戸大学名誉教授）「このミニ・シンポジウムの背景と目的」
- (2) 平山真理（白鷗大学）「刑事弁護にかかわる法制度の改革とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」
- (3) 菅野昌史（医療創生大学）「刑事弁護に関する登録制度および日弁連・弁護士会・その他による研修制度とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」
- (4) 武蔵勝宏（同志社大学）「刑事分野における委員会活動・公的活動・社会運動等への参加状況」

- (5) 上石圭一（追手門学院大学）「刑事弁護の経済的基盤および刑事弁護士の所得とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」
- (6) 橋場典子（成蹊大学）「刑事弁護の組織的基盤としての法テラス法律事務所
の状況」
- (7) 大塚 浩（奈良女子大学）「刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務
所の状況」
- (8) 宮澤節生（神戸大学名誉教授）「一般法律事務所における刑事弁護の状況」
- (9) 宮澤節生（神戸大学名誉教授）「総括と調査の展望」

ミニシンポジウム⑦

「法専門職と簡裁代理：簡裁民事訴訟・簡裁実務のこれまでとこれから」 25

コーディネータ：馬場健一（神戸大学）

- (1) 馬場健一（神戸大学）「司法統計から見た簡裁実務の変容——企画趣旨に代
えて」
- (2) 仁木恒夫（大阪大学）『庶民の裁判所』と『くらしの法律家』
- (3) 谷 嘉浩（司法書士）「司法書士と市民の司法アクセス」
- (4) 小川達雄（弁護士）「権利保護保険と弁護士実務」

○コメンテータ：小林克美（元簡裁判事）

企画関連ミニシンポジウム①

「国際的に見た司法制度改革」 28

コーディネータ：企画委員会

司会：四宮啓（弁護士，國學院大學）

- (1) 高見澤磨（東京大学）「社会変動の中の司法制度改革 中国の司法制度改革」
- (2) 松尾 弘（慶應義塾大学）「アジア諸国の司法制度改革——開発プロセスに
おける法化の諸相」
- (3) 須網隆夫（早稲田大学）「法の支配と弁護士——司法の独立の危機へのヨー
ロッパ弁護士の対応」

○ディスカッサント：ダニエル・フット（東京大学）

個別報告分科会② 31

司会：飯田高（東京大学）

- (1) 安藤泰子（青山学院大学）「国家と刑罰，国際社会と刑罰」
- (2) 片野洋平（鳥取大学）「所有者不明の土地問題の解消とその課題——特に現
場の困難と工夫に着目して」
- (3) 楠本敏之（東京大学）「社会保険の被保険者資格の中立化に係る法政策と非
正規雇用者の社会的包摂」
- (4) 花村俊広（花村社会保険労務士事務所）「労働局あっせんは，どのようにし
て合意を調達しているのか？——インタビュー調査によるあっせん業務プロ
セスの解明」

5月12日(日)
午 前

ポスター・セッション 34
金成恩（立命館大学）
「生殖補助医療を用いた家族形成と学・医・官の連携による当事者支援」

ミニシンポジウム⑧

「刑事司法における市民参加の展開」 36

- コーディネータ：飯 考行（専修大学）
- (1) 飯 考行（専修大学）「裁判員制度の導入と10年間の展開——理念と現実の相克」
 - (2) 堀内美穂（臨床心理士）「裁判員裁判と臨床心理学」
 - (3) 國井恒志（裁判官）「裁判員裁判における評議の工夫」
 - (4) 平山真理（白鷗大学）「検察審査会と強制起訴——起訴における市民参加は何を変えるか」
 - (5) キャロル・ローソン（オーストラリア国立大学）「日本とオーストラリア首都特別地域の刑務所市民監視体制——塙の中からの声を通しての比較研究」

○コメンテータ：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

ミニシンポジウム⑨

「原発ADRの検証——『迅速かつ適正な解決』の現状と課題」 39

- コーディネータ：大坂恵里（東洋大学）
- (1) 大坂恵里（東洋大学）「原発ADR総論——企画趣旨説明に代えて」
 - (2) 二宮淳悟（弁護士）「原発事故賠償における訴訟とADRの関係」
 - (3) 及川善大（弁護士）「区域外避難者案件の現状と課題」
 - (4) 除本理史（大阪市立大学）「集団ADRとふるさと喪失被害」
 - (5) 渡辺淑彦（弁護士）「原発被害の実相と大量不法行為被害の救済における制度上の課題」

○コメンテータ：片岡直樹（東京経済大学）
吉村良一（立命館大学）

ミニシンポジウム⑩

「法社会学における理論的概念と観察的データ」 42

- コーディネータ：檜村志郎（神戸大学）
- (1) 檜村志郎（神戸大学）「エスノメソドロジーは構造機能主義をいかに発展させたか？——企画趣旨説明をかねて」
 - (2) 檜田美雄（神戸市看護大学）「模擬民事裁判授業におけるエスノメソドロジーの利用可能性」
 - (3) 北村隆憲（東海大学）「対話型調停における理論と実践」
 - (4) 藤原信行（大阪市立大学）「自死遺族の語り（インタビューデータ）と、彼／彼女から提供された死者の遺した文書をめぐるエスノメソドロジー的考察」
 - (5) 正井佐知（大阪大学）「社会的包摂の実践と質的研究：エスノメソドロジーと内容分析の研究事例を通じて」

5月12日(日)
午 後

企画関連ミニシンポジウム②

「学際的に見た司法制度改革」 46

コーディネータ：企画委員会

司会：藤本亮（名古屋大学）

- (1) 出口雄一（桐蔭横浜大学）「司法制度改革審議会を『歴史化』する——『戦後体制』と司法制度改革」
- (2) 武蔵勝宏（同志社大学）「政治学から見た司法制度改革——ポスト司法制度改革の立法過程はなぜ後退したのか」
- (3) 西川伸一（明治大学）「司法制度改革審議会で提唱された裁判官増員はどうなったのか」

○ディスカッサント：阿部昌樹（大阪市立大学）

個別報告分科会③ 49

司会：馬場健一（神戸大学）

- (1) 浅水屋剛（東京大学）・加藤淳子（東京大学）「法律家と非法律家が法的判断をする際の脳科学的構造の異同：fMRI（機能的磁気共鳴画像法）を用いたリーガル・マインドの探求」（仮）
- (2) 藤田政博（関西大学）「人の違法とせらるるは結果のみによらずして行為による：行為無価値・結果無価値に関する実験研究」
- (3) 初岡宏成（北海道教育大学旭川校）「アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償制度の統計的分析」

全体シンポジウム

「司法制度改革とは何だったのか」 52

企画：檜澤秀木（佐賀大学）

司会：上石圭一（追手門学院大学）・藤本亮（名古屋大学）

- (1) 丸島俊介（元日弁連事務総長）「司法改革の歴史を辿り未来を展望する」
- (2) 田中正弘（筑波大学）「我が国の法曹養成の出口拡充戦略は誰が主導すべきか——主体に着目した英米との比較」
- (3) 高橋 裕（神戸大学）「法社会学会は司法制度改革にどのように接近してきたか：視角と死角」

○コメンテータ：三成美保（奈良女子大学）

宮澤節生（神戸大学名誉教授）

5月10日（金） 15:30～17:30

若手ワークショップ

若手ワークショップ 2019

担当理事：飯 考行

2019 年度学術大会前日の 5 月 10 日午後、会場の千葉大学にて、若手ワークショップ企画を実施予定です。若手ワークショップ幹事（波多野、吉田両会員）による企画概要は、以下の通りです。若手研究者に限らず、ご関心のある会員におかれまして、ご来場いただければと存じます。

※ 4 月に送付された大会案内では開始時刻が 15 時 50 分と記載されていますが、正しくは 15 時 30 分開始です。訂正のうえお詫び申し上げます。（プログラム編集担当より）

タイトル：社会的排除に関する若手研究会：

映画『万引き家族』に見る現代「家族」の肖像・法と社会の課題

- ・ 日時：2019 年 5 月 10 日（金）15 時 30 分～17 時 30 分（研究会終了後に懇親会を予定）
- ・ 会場：千葉大学西千葉キャンパス人文社会科学系総合研究棟 2 階マルチメディア会議室
（キャンパスマップのオレンジ色エリア一番西側）

キャンパスマップ：http://www.chiba-u.ac.jp/campus_map/nishichiba/

※プログラム iv ページにも掲載しています。

- ・ 趣旨：都会の片隅で暮らす一つの家族——彼らの家業は「万引き」でした——。2017 年にカンヌ国際映画祭においてパルム・ドールを獲得した是枝和裕監督『万引き家族』は、「貧困家庭」、「家庭内暴力」、「年金の不正受給」、「JK ビジネス」、「労災問題」、「家族観」といった我が国の現代社会が抱える多くの問題を扱っている。本ワークショップでは、若手研究者が中心となって映画の内容と法と社会に関する発表を行い、映画では直接触れられないその背景や実態、課題などを、参加者全員で幅広く自由に意見を交換し、法社会学や法哲学におけるそれぞれの研究関心から検討していくことを目的とする。
- ・ 発表者：橋場典子会員（成蹊大学）、キャロル・ローソン（Carol Lawson）会員（オーストラリア国立大学博士課程／大阪大学大学院法学研究科招聘研究員、早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師（比較刑事政策））
- ・ 司会：波多野綾子会員（東京大学大学院博士課程）
- ・ 想定されるタイムスケジュール

時間	内容	備考
15：30～17：30	研究会	
18：00～20：00	懇親会	会場近くの懇親会場を予定。

5月11日（土） 9:00～12:30

・ミニシンポジウム①

「セクシャル・ハラスメントの再構築

——性犯罪の視点による問題解決を模索する」

・ミニシンポジウム②

「裁判員裁判における『健全な常識』の再考」

・ミニシンポジウム③

「超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト

——調査の実施経過および結果の概要」

・ミニシンポジウム④

「62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査の結果概要」

・個別報告分科会①

セクシャル・ハラスメントの再構築

性犯罪の視点による問題解決を模索する

コーディネータ：後藤弘子（千葉大学）

企画趣旨説明

後藤弘子（千葉大学）

教育現場におけるセクシャル・ハラスメントに対する対応は、1999年の改正雇用機会均等法から開始されたといつてよい。今年（2019年）はちょうど「セクシャル・ハラスメント」という概念が教育現場に導入されて20年に当たる。

この20年間に教育現場において、セクシャル・ハラスメントの予防や対策のスキームは構築された。しかし、実際の問題への効果的対応については、課題が多い。その一つに、現在のセクシャル・ハラスメントのスキームが、事業主が雇用管理上講ずべき措置となっているところにある。そのため、雇用関係にない他大学の関係者や学会内でのセクシャル・ハラスメントが解決されないまま放置されている状況にある。

また、セクシャル・ハラスメント罪が存在しないこともあり、セクシャル・ハラスメントを犯罪ととらえることに躊躇する教育機関や被害者も少なくない。

さらに、初等・中等教育の現場においては、セクシャル・ハラスメントという認識を児童・生徒が持つことが困難であり、学校側もそれが性犯罪であったとしても、問題とされる仕組みが不十分となっている。

このミニ・シンポジウムでは、セクシャル・ハラスメントを雇用上の問題ではなく、性犯罪だととらえなおすことにより、適切な被害者の救済や支援を行うことを目指す。合わせて、この20年の教育現場におけるセクシャル・ハラスメント対策を概観し、実際の教育現場での課題を明らかにすることで、性犯罪としてのセクシャル・ハラスメントのより効果的な問題解決スキームを提案することを目的として行われる。

学術分野におけるセクシュアル・ハラスメント

南野佳代（京都女子大学）

「学術の分野」での活動を大きく分けて①研究活動、②学会活動、③教育活動として、それぞれの活動における課題を整理し、セクシュアル・ハラスメントに関して、この分野での活動に特有の問題があるかを検討する。三つの活動は、大学等に所属する研究者を典型とした分類となるため、すべての学術分野に携わる人びとに当てはまるものではないが、多くはこれらの活動の複数にかかわっている。また、相互に截然としたものでもなく、密接に関連した活動であり、オーバーラップするものでもある。①については、所属機関内外での活動を含みうるが、主としては、所属機関に

おける上下関係に起因して発生し、その対応は所属機関においてなされることが期待される。②については、所属学会内における学術研究や学会運営等の活動に際して、その学会内の上下関係に起因して発生する。学会という組織は、任意で（しかし、研究者として生きていく上で、事実上強制的に）加入する団体であることから、発生してもそれが表面化しにくく、放置されがちであるし、調査能力やサポートという対応力は、ないに等しい。しかし、特に若手のそして学術分野への進出状況から圧倒的な少数派である女性が受ける被害は、甚大でありうる。現状は、問題意識のある学会においては啓発活動や実態調査が行われているものの、何らかの具体的な対応がなされているわけではなさそうである。最後に、③においては、大学院生に対する指導教員からのセクシュアル・ハラスメントが依然として重要な課題である。しかし、学術分野での少数派である女性は、大学教員としても少数派であり、特に若手である場合には、この図式では捉えきれない被害も発生していることに注意が必要である。最後に、学術の分野での対応として何が可能かを検討したい。

ジェンダー平等教育とスクール・セクシュアル・ハラスメント

内海崎貴子（川村学園女子大学）

本報告では、教育実習セクハラの実態調査を参考に、ジェンダー平等教育とスクール・セクハラとの関係性について報告する。具体的には、学校教育（現場）において①スクール・セクハラが慣習として指導方法化されており、加害者に加害意識が極めて低いこと、②ジェンダー・バイアスに基づく学校慣習と教員の言動がジェンダー平等教育の実現を阻害していること、③児童生徒がジェンダー・セクシュアリティについて学習する機会がなく、それらが不可視化されていることの3点である。

セクハラは性差別／ジェンダー不平等から起こる。これに加え、スクール・セクハラには学校教育制度上の二重の権力関係、すなわち、「教える者＝教員」と「教えられる者＝児童生徒」、「大人」と「子ども」との権力関係が強固に存在する。したがって、スクール・セクハラは学校教育の構造的な問題とも考えられる。

学校現場におけるセクシャル・ハラスメント

池谷孝司（共同通信社）

小中高校で起きるわいせつ行為は「スクールセクハラ」と呼ばれる。わいせつ行為で処分される教師は急増している。1990年度に懲戒免職になった公立小中高校のわいせつ教師は3人。それが2017年度には40倍の120人に達した。停職などを含む全処分者は210人に上る。教師の質が急に落ちるはずはない。処分が厳しくなって表面化しただけだ。それでも氷山の一角で、闇から闇に葬られる被害は多い。

教師から教え子へのわいせつ行為は、権力で子どもを支配する性的虐待だ。決して性的に異常な「一部の不心得者」による犯罪ではない。舞台になりやすい部活動を例にとると分かりやすいが、教師は教え子を支配したがる。そのために体罰を振るうこともある。わいせつも同根だ。

学校には組織ぐるみで隠蔽する体質があり、被害が表面化せず拡大する。「あってはならないこと」は

「なかったこと」にされ、加害者が事実を否定すると、訴えた子が「うそつき」にされる。教育関係者は「なぜ学校で」と言うが、学校だからこそ起きる構造だ。学校が抱える闇の本質を考える。

複合的暴力犯罪としてのセクシュアル・ハラスメント

沼崎一郎（東北大学）

大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、1990年代半ばから、権力を背景とした性的自己決定権（人格権）の侵害に対する損害賠償請求訴訟という形で民事的に問われてきた。そして、セクシュアル・ハラスメントを不法行為と認定する判例も積み重ねられてきている。しかしながら、集団レイプ等の悪質な事件を除いては、セクシュアル・ハラスメントが性犯罪または暴力犯罪として刑事的に問われることはほとんどなかった。それはなぜなのか、そしてどうすればセクシュアル・ハラスメントの犯罪化が可能なのかを、本報告では検討する。第1の問題点は、セクシュアル・ハラスメントが「意に反した性的言動」と定義され、訴訟においても、行為の「性的」側面にのみ焦点が当てられる傾向にあることである。そのため、セクシュアル・ハラスメントは地位と権力の不均等を背景として行われる一連の支配行為の一部であり、加害者は支配実現のために、「性的な言動」のみならず、様々な身体的暴力行為、精神的暴力行為を日常的かつ継続的に行っているにもかかわらず、それらが「性的」ではないために看過され、暴行・障害あるいは脅迫・強要といった一般的暴力犯罪として告発されるべきだという認識が欠けていたのではないかと。そして、その背景には一般的に暴力に対して甘い日本社会の現状があるのではないかと。報告者は、セクシュアル・ハラスメント加害者が、何らかの有形力を行使している場合には暴行罪を適用すべきであり、何らかの危害を加えることを告知している場合には脅迫罪を適用すべきであり、被害者が危害を被っていれば傷害罪・強要罪を適用すべきであると主張する。第2の問題点は、性犯罪（強制わいせつ、強制性交等）の構成要件としての暴行・脅迫の認定条件が「人の反抗を著しく困難にする程度の物理力の行使」と極めて狭く限定されているということである。これは、強制わいせつ罪、強制性交等罪の適用を極めて難しくするだけでなく、セクシュアル・ハラスメントを性暴力と認識することを妨げる要因となっていると思われる。報告者は、強制わいせつ罪、強制性交等罪の構成要件としての暴行・脅迫は最も広義の有形力の行使ないし危害の告知と解釈すべきであり、そうすることによって、悪質なセクシュアル・ハラスメント行為を性犯罪として告発することを可能にすべきであると主張する。現行刑法の枠内でも、セクシュアル・ハラスメントは暴力犯罪・性犯罪と捉えることが可能なものであり、そうすることによって初めて、セクシュアル・ハラスメントの防止と根絶が可能となるのである。

裁判員裁判における「健全な常識」の再考

コーディネータ：小宮友根（東北学院大学）
コメンテータ：三島聡（大阪市立大学）
 檉村志郎（神戸大学）

企画趣旨

小宮友根（東北学院大学）

本ミニ・シンポジウム企画は、裁判員制度の施行から 10 年の節目に、あらためてその理念とされていた「刑事手続きに一般の国民の健全な社会常識を反映させる」ということの内実を法社会学的に検討しようとするものである。「常識」とは結局のところ何なのか、また「健全な」というその形容は何を意味するのかという問いは、まさにそれこそ裁判員が評議の場で求められることであるとされていたにもかかわらず、この 10 年間で十分に学問的な議論が深められてきたとは言い難い。また、評議は非公開であり裁判員には守秘義務が課せられるため、上記の問いが実際の評議の場で評議参加者に実際のところどう理解されているのか（裁判官は何を裁判員に求め、裁判員は市民としてどのように意見を述べるのか）もいまだその多くの部分がブラックボックスのままである。

本企画の報告者は、これまで 10 年近くにわたって模擬評議の会話分析を通して上記の問いの解明に取り組んできたメンバーである。会話分析は、コミュニケーションを可能にするために会話参加者が用いる手続きの体系的記述に取り組む研究方法であり、法が現実のコミュニケーションの上でどう具現しているのかの解明に資する。本企画では報告メンバーのこれまでの研究成果を踏まえた上で新たな分析報告をおこなう。

その上で、法社会学的観点および刑事法学的観点からそれぞれの専門家にコメントをもらうことで、会話分析の枠組にとどまることなく、ひろく裁判員制度の法社会学的研究のありかたとその制度論的意義についても議論を深めることができる機会としたい。

評議における実践的推論の諸形式

北村隆憲（東海大学）

「評議」を実際の人々の会話的相互行為の中で実現していく現象と理解して、その実践的な行為や推論の方法を質的・経験的に探求するアプローチ（北村 2018; 2019）から分析すると、裁判員たちが頻繁に行う自己の発言や主張を支える「理由説明」の構造的特徴が観察できる。そうした発言のやりとりでは、出来事や行為の通例的なあり方や経過についての類型的かつ規範的な定式化（ルール定式）と被告人の実際の行為の記述（事実定式）との対照から、自己や他者の立場が理由づけられるとともに、そうした定式の言説上の典拠が明示／非明示的に示される。これは、「社会常識」が裁判員によりコミュニケーションの中で実際に用いられる方法の一部であり、日常的な「物語り（narrative; story; story-telling）」を通じて事案を意味づけるやり方となっている。評議における「社

会常識」をこのように理解すると、評議のダイナミクスをよりよく理解することができる。

米国の陪審研究では、陪審の意志決定が「物語り」的に行われるという理解が広く支持されているが、陪審とは異なり職業裁判官が加わる裁判員評議では、裁判所で受け入れられている事実認定や量刑の理論／方法と、裁判員による常識的知識・推論を用いたこのような日常的な語りの技法との間で一種の軌轍が生じている可能性があることが観察できる。

北村隆憲 (2018)「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学 55 号 1-56.
北村隆憲 (2019)「裁判官のアイデンティティと実践の諸形式—評議における相互行為資源としての「後ろの位置」」法社会学 85 号 181-208.

裁判員は自身の知識をどのように利用するか

森本郁代（関西学院大学）

裁判員制度では、「裁判官と裁判員のいずれもが主役であり、それぞれ異なるバックグラウンドを持ちながらも、対等な立場で、かつ相互にコミュニケーションを取ることで、それぞれの異なった知識・経験を有効に組み合わせることで共有しながら、協働して裁判を行う」ことが理念とされている。その一方で、「素人である裁判員が、審理の内容を理解できるのか」、「知識や経験において差がある裁判官と裁判員とが対等に議論ができるのか」という2点が問題視されてきた。これらの問題に対し、森本（2009；2015a,b）は、裁判員が事件の経過について裁判官とは異なる理解をしていることが評議の中で示されていても、その理解の相違が問題とされないまま評議が進行していく過程を記述している。他方、評議の過程で両者間の「異なった知識・経験」が、実際にどのように持ち出され、利用されているのかについては、まだ検討がほとんど行われていない。

本報告では、模擬評議において、裁判員が経験や知識を個人的なものとして言及している事例を取り上げ、こうした実践が、裁判の当事者の主張に対する理解を示したり、自身の意見の正当性を主張したりするという行為にどのように関与しているのかについて検討する。裁判員のこうした実践は、自身がそのつど何者として参与しているのかということに対する理解と実践とも表裏一体である。裁判の評議において「多様な知識・経験を組み合わせる」ことが具体的にどのような社会的実践なのかについては、制度のありようを考える上で探求すべき意義のある問いであろう。

森本郁代, 2009, 「評議設計はなぜ必要なのか—評議の課題と設計の方法」『判例時報』2050:4-6.

森本郁代, 2015a, 「デザインなき評議の問題点—教室型コミュニケーションと素朴交渉及び評議の進行過程に表れる問題点」三島聡編『裁判員裁判の評議デザイン—市民の知が活きる裁判をめざして』日本評論社, 50-77.

森本郁代, 2015b, 「裁判員裁判の評議コミュニケーションの特徴と課題—模擬評議の分析から」村田和代編『共生の言語学—持続可能な社会をめざして』ひつじ書房, 67-92.

裁判員評議と感情の社会学

小宮友根（東北学院大学）

裁判員の持つ「感情」と裁判員が下す判断の関係については、これまで英米の陪審研究をモデルにした心理学研究がおこなわれてきた。たとえば「感情をかきたてる証拠」が事実認定や量刑に影響を与えるかどうかを検討されているが、そこで問われるのは基本的に、「感情」という心的事象が個々人のおこなう推論にどのような影響を与えるかである。

他方、社会学では感情を社会成員が自他に帰属するための規則が探求の対象となり、相互行為における感情帰属が当の相互行為の編成にとって果たす役割が探求の対象となってきた (Peräkylä and Sorojonen eds. 2012)。現実の評議が「合議」という相互行為であることを考えるならば、裁判員評議における「感情」の働きを考察するにあたってこうした社会学的視点から検討することにはもったいな理由があるだろう。

本報告ではいくつかの模擬評議の会話分析から、事実認定や量刑の議論における裁判員の意見表明がどのような行為連鎖の中でおこなわれ、またその行為連鎖の構成に対して感情帰属の実践がどのように貢献しているのかを検討する。評議において、裁判員が被告人の置かれた状況にもとづいて被告人に特定の感情帰属をおこなったり、被害者や被告人の置かれた状況に共感を示したりすることで意見表明をおこなうことはしばしば観察できる。マーサ・ヌスバウムが言うようにある種の感情は行為の違法性や悪質性の評価に対する根拠であるとするならば (Nussbaum 2004=2010)、裁判員がおこなう感情帰属の実践を公正な判断を歪める可能性があるものとしてではなく、逆に法という社会制度にとって不可欠の要素と捉え直した上でその働きを経験的に探求する必要があるということを考えてい。

Nussbaum, Martha, C., 2004, *Hiding from Humanity: Disgust, Shame, and the Law*, Princeton University Press. (=2010, 河野哲也監訳『感情と法——現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』慶応義塾大学出版会。)

Peräkylä, Anssi and Maria-Leena Sorojonen, 2012, *Emotion in Interaction*, Oxford University Press.

超高齢社会の紛争経験と司法政策プロジェクト

調査の実施経過および結果の概要

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの概要

佐藤岩夫（東京大学）

本シンポジウムの報告者を含む全国の法社会学者の共同研究グループは、2016年度から5年間の計画で、科研費基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトを実施中である（プロジェクトの概要および参加者は末尾のウェブサイトを参照）。本プロジェクトでは、2017年から2018年にかけての時期に、次の2つの大規模な質問紙調査（紛争経験調査および訴訟利用調査）を実施した。

	紛争経験調査	訴訟利用調査
調査目的	無作為抽出した全国の市民を対象に、日常生活におけるトラブルの経験およびそれへの対応行動等を尋ね、各種相談窓口や解決制度、法専門職の役割等を明らかにする。	民事訴訟の当事者および代理人弁護士を対象に、訴訟過程における経験や評価等を尋ね、紛争解決における訴訟、法専門職の役割等を明らかにする。
調査概要	2017年11月～2018年1月、住民基本台帳から無作為抽出した全国に居住する満20歳以上の12,000人に対して質問紙調査を実施。過去5年間における自分および家族の「トラブルや納得できないこと」の経験の有無・種別、それへの対応行動等を詳細に質問。配布は郵送、回収は郵送による返送およびWEB回答の併用。回収数4,727票（回収率39.4%）。※現在進めているデータクリーニングの結果、回収数・回収率は変わる可能性がある。	①訴訟記録調査 2017年3月～9月、全国の地方裁判所で民事通常訴訟事件記録の調査を行い、1,501件分の民事訴訟の概要および結果、期日の回数、当事者・代理人に関する情報などを収集。 ②訴訟利用調査 2017年12月～2018年2月、上記①で対象となった民事訴訟事件の当事者（原告・被告）・代理人（原告側代理人・被告側代理人）のうち、調査に応諾した当事者1,852人、代理人2,155人に対して質問紙調査を実施。配布は郵送、回収は郵送による返送とWEB回答の併用。回収数は当事者464人（回収率25.1%）、代理人285人（回収率13.2%）。さらに、インターネットモニターを通じて集めた民事訴訟経験者に対しても同様の調査を実施。 ③一般人調査 2018年3月、訴訟や法制度に関する一般の人々の意識を明らかにするため、②とは異なる質問項目を用いたインターネット調査を実施。インターネットモニターとして登録されている満20歳以上の個人3,250名から回答を得たほか、民事訴訟経験者250名からも回答を得た。

本シンポジウムは、これら一連の調査の目的と調査設計上の工夫や留意点、実査をめぐる経験およびそこで発見された課題等を報告するとともに、それぞれの調査結果の概要を報告するものである（ただし、現在、データ・クリーニング作業の最終段階であるため、暫定データに基づく報告となる可能性がある）。本シンポジウムの質疑を通じて得られる指摘や情報は、現在進行中の調査結果の分析作業に活かしてゆきたい。なお、本プロジェクトでは面接調査も実施中であるが、これについては後日改めて報告の機会を設けたい。

このうち本報告では、研究全体の概要・経過を紹介するとともに、紛争経験調査の調査設計や基本概念等について、適宜内外の先行調査との比較も交えながら報告する。

紛争経験調査の結果の概要

阿部昌樹（大阪市立大学）

本報告は、2017年11月から同年12月にかけて実施した「暮らしのなかの困りごとに関する全国調査」（紛争経験調査）の結果の概要を報告するものである。

本調査においては、住民基本台帳から無作為抽出した調査対象者に質問紙を郵送し、調査対象者自身または家族が過去5年間に経験した「トラブルや納得できないこと」にどのようなものがあるかを、具体的なトラブル類型を列挙して尋ねるとともに、それらの「トラブルや納得できないこと」のうちで「もっとも重大だった」ものをひとつ選択してもらい、その「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと」にどのように対処したのかを、とりわけ「専門の機関や団体・専門家」の利用に焦点を合わせて尋ねた。

本報告においては、この調査の結果を用いて、今日の日本社会において、人々が日常生活のなかで遭遇する可能性が高いのはどのような紛争であり、そうした紛争に遭遇した際に、人々はどのように対処しているのかを概観する。人々は、自身または家族が保有する様々な資源を用いて紛争に対処しているが、紛争に対処するために人々が選択する行動には、紛争類型ごとに顕著な差異が認められることが示されることになる。

高齢者の関わるトラブルと対応行動に関する分析

山口 絢（日本学術振興会，東京大学）

本報告は、紛争経験調査データを用い、高齢者およびその家族に焦点を当てた分析を行う。高齢者は等質的な集団ではなく、必ずしも高齢だからという理由のみによって、特定のトラブルを経験したり、司法アクセスに問題を抱えるわけではない。しかし、判断能力の低下、心身の機能の低下や家族関係の複雑化といった複数の要因により、消費者被害など、高齢者に比較的多いトラブルを経験したり、何らかの司法アクセス障害に直面する場合がある。さらに、このような高齢者特有の問題により、家族や友人など、周囲の人々によるトラブル解決支援が必要となることが多い。

そこで、本報告は、紛争経験調査データの分析を通して、以下の問いに答えることを目的としている。(1)過去5年間に経験したトラブルの種類やトラブルへの対処方法は高齢者と若・中年層の間でどのような相違点・類似点があるのか。(2)また、高齢者の家族は、高齢者がトラブルに直面した際、どのように対応・支援しているのか。そして、(1)(2)を踏まえ、高齢者への法的支援に向けた家族や地域社会の役割について考察を行う。

訴訟利用調査の分析(1)：訴訟利用調査の概要と基本集計

太田勝造（明治大学）

本報告は、訴訟利用調査の概要の説明を中心として行う。リサーチ・デザインを約10年前の訴訟利用調査と比較しつつ説明し、今回調査の特色の1つである超高齢社会の紛争と法律問題の特徴が訴訟にどのような形で立ち現れているかを検討する予定である。

また、基本集計のいくつかについて、その概要を前回の訴訟利用調査と比較しつつ、紹介する。その際には、司法アクセスの観点に注力する予定である。

なお、本報告は、続く飯報告、森報告の導入として位置づけられるものである。

訴訟利用調査の分析(2)：訴訟記録調査と当事者・代理人調査の分析

飯 考行（専修大学）

本報告は、訴訟利用調査の中で、全国の地方裁判所で訴訟事件記録の要点を書き写した「訴訟記録調査」と、その情報にもとづく民事訴訟の当事者および代理人に対して行ったアンケート調査である「当事者・代理人調査」の分析を行う。

訴訟記録調査は、全国の地方裁判所本庁で2014年に終結した民事訴訟1501件（各地裁の処理事件数に応じてランダムサンプリングした事件）を対象とした。

当事者・代理人調査は、上記の訴訟記録から判明した当事者・代理人宛に、質問票を発送する方法で実施した。当事者には、法律相談および弁護士へのアクセス方法、裁判に対するイメージの変化、裁判に期待したこと、裁判を起こした際に気になったこと、弁護士と裁判官の対応と評価、裁判の満足度、今後の裁判利用意向や、日本の民事裁判制度への意見などを尋ねている。

本報告の分析に際しては、司法統計、約10年前の特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の訴訟行動調査や関連調査の結果を、あわせて参照し、比較検討する。

訴訟利用調査の分析(3)：一般人調査と訴訟利用者スクリーニング調査の分析

森 大輔（熊本大学）

本報告では、訴訟利用調査の中でも、「一般人調査」を中心に分析する。一般人調査は、当事者・代理人調査と比較するために一般人に対して行ったインターネット調査である。裁判に対するイメージ、裁判に期待すること、裁判を仮にする際に気になること、弁護士に仮に依頼する際に考慮する事項などを尋ねている。本報告では、当事者・代理人調査と一般人調査の回答の差異、また約10年前の特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」での調査の結果との差異などを扱う。さらに、10年前の調査から新たに追加した特徴として、一般人と訴訟経験者との比較をさらに厳密に行うために、インターネット調査の調査対象の中から訴訟経験者を特に集めて一般人調査とまったく同じ文言の質問票で調査を行うスクリーニング調査を、今回は実施した。この調査の回答との比較も行う。

62期弁護士第3回・67期弁護士第2回調査の結果概要

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

弁護士キャリアパス研究会：上石圭一（追手門学院大学）・石田京子（早稲田大学）・武士俣敦（福岡大学）・藤本亮（名古屋大学）・宮澤節生（神戸大学名誉教授）（50音順）

本シンポジウムでは、弁護士キャリアパス研究会が2019年3月～4月に実施した62期弁護士第3回および67期第2回Web調査の概要を報告する。

弁護士キャリアパス研究会では、これまで62期弁護士（2009年12月以降に弁護士登録）を対象に2011年1～2月（2年目）と2014年1～3月（5年目）、そして、67期弁護士（2014年12月以降に弁護士登録）を対象として2016年2～4月に郵送法による全数調査を行ってきた。これらの継続調査として2019年調査は、62期弁護士9年目、67期弁護士5年目の調査となる。予稿作成時点で調査は進行中であるので、ここでは調査設計を中心に紹介する。とりわけ67期5年目調査は2017年実施の62期5年目調査との比較も可能となるように設計されている。

本調査は、調査方法としてハードコピーの質問紙郵送ではなく、全面的にWeb調査として実施することとした。質問項目はこれまでの調査で利用した質問項目をベースにして整えた。Web調査として実施する関係で、例えば見開きの表形式での回答を求めている登録事務所関係の質問群は複数の質問項目に分割するなどの対応をしている。Web調査質問紙サイトは、Qualtrics.com（有償版）を利用して藤本が作成した。なお、質問紙サイト作成にあたっては川村若葉氏（名古屋大学大学院）の協力を得た。

これまでの調査と同様に、日本弁護士会連合会からは、62期および67期弁護士の名簿を調査業務委託先の一般社団法人中央調査社に提供していただいた。この名簿に基づき中央調査社から郵便で依頼状・日弁連事務総長名の協力要請書面・アクセス先情報等を全員に送付して、回答をお願いした。QRコードも付し、スマートフォンやPADでの回答も可能なようになっている（Qualtricsの側でアクセスしている機器を判定して画面は自動調整される。）。質問紙サイトの最終ページには、2019年夏に送付予定の調査概要報告書と謝礼の送付先を記入する中央調査社作成の入力ページへのリンクをつけた。二重回答抑止と回答中断した場合の再開を可能とするためブラウザのCookie機能を利用しているが回答者の特定はできなくなっており、回答データ自体は完全に匿名のものとして扱われる。

質問項目の構成は、Q1で修習期と司法試験6質問、Q2法科大学院9質問、Q3司法修習5質問、Q4登録地と職場について8質問、Q5現在の職場への移動理由1質問、Q6～Q9労働時間関係12質問（業務分野は39分野）、Q10所得で1質問、Q11～Q13職業生活評価やワークライフバランス12質問、最後にフェイスシート項目となっている。

報告は以下のように構成される。ただし、実際の報告タイトルないし内容は分析の進行状況と結果によって変更がありうる。

- 報告 1 宮澤節生「67 期弁護士第 2 回郵送調査の概要」**（仮題）
報告 2 石田京子「法曹養成課程の評価の変化」（仮題）
報告 3 上石圭一「所得，満足度，および不安感の変化」（仮題）
報告 4 藤本 亮「登録地，事務所での地位，登録地・事務所の変化」（仮題）
報告 5 武士俣敦「業務内容の構成，業務内容への評価，および業務の専門化における変化」（仮題）

本研究会が実施してきた 62 期および 67 期の若手弁護士キャリア調査に関連しては，下記のとおり報告書を発表してきた。これらは，国立情報学研究所 NII 学術情報ナビゲータ（CiNii Articles <http://ci.nii.ac.jp>）で「62 期弁護士」ないし「67 期弁護士」をキーワードとして検索すると全文がダウンロードできる。（英文書籍所収論文を除く）

宮澤節生,石田京子,久保山力也(2011)「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要:記述統計の提示」青山法務研究論集 4:57-191

宮澤節生,石田京子,久保山力也,藤本亮,武士俣敦,上石圭一(2013)「第 62 期弁護士の教育背景，業務環境，専門分化，満足感，及び不安感:第 1 回郵送調査第 2 報」青山法務研究論集 6:35-235

宮澤節生,石田京子,藤本亮,武士俣敦,上石圭一(2014)「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 1 報:調査の概要と記述統計」青山法務研究論集 9:67-137

宮澤節生,藤本亮,石田京子,武士俣敦,上石圭一(2015)「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報:二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集 10:39-175

Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida (2015) "Stratification or Diversification?: 2011 Survey of Young Lawyers in Japan" in: Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan and Matthias Vanhullebusch (eds.) *East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia*. Brill's.

宮澤節生,石田京子,藤本亮,武士俣敦,上石圭一(2016)「第 62 期弁護士の面接調査:第 1 報」青山法務研究論集 11:61-165

藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2016）「第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要—記述統計の提示—」名古屋大学法政論集 268 号，238 頁以下。

藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2017）「第 67 期弁護士のキャリア展開：2016 年第 1 回郵送調査データの多変量解析」名古屋大学法政論集 275 号，45 頁以下。

藤本亮・宮澤節生・石田京子・武士俣敦・上石圭一（2018）「『純粹未修者』弁護士の初期キャリア～67 期弁護士 2016 年郵送調査データから」名古屋大学法政論集 280 号，1 頁以下。

（謝辞）これまでの本研究会が実施した質問紙・Web 調査と面接調査に，多忙な中ご協力いただいている 62 期弁護士および 67 期弁護士のみなさまに心より感謝の意を表するものである。そして，本ミニシンポジウムで報告する 2019 年調査も含め，すべての調査研究は日本弁護士連合会の多大なるご支援・ご協力を得なければ実施できるものではなかった。心よりの御礼を申し上げたい。また，本調査を含め，当研究会の調査研究は日本学術振興会科学研究費補助金の助成（課題番号：22330038, 15H03303）を受けて実施しているものである。

個別報告分科会①

年齢による差別と平等原則の一試論

齋藤宙治（東京大学）

本報告は、子ども（未成年者）の法的地位に関する法理論的基盤について、平等原則という切り口から、一つの試論を提示する。子ども差別という観点から、子どもと大人の区別・境界線はもっと慎重に吟味されるべきであることを論じる。近代以降すっかり慣習化してしまった子どもと大人の「当然の」区別に疑義を呈するものである。高齢者の場合と比較しながら、子どもと大人の区別がどこまで許容されるかの判断基準のあり方を論じる。

具体的には、米国憲法の平等保護条項（修正第 14 条）を題材に、すでに連邦最高裁判例が確立されている高齢者に対する差別（高齢者と非高齢者の区別）の場合の緩い審査基準（「合理性審査」）とは異なり、子どもに対する差別（子どもと大人の区別）の審査基準は厳しくなされる（「高度審査」）べきだという旨の法解釈論を提示する。

この解釈論の根拠づけとして、社会科学的な知見を活用する。すなわち、高齢者の場合と子どもの場合とでは、社会内の多数派（立法者を含む）がその差別を認知する際の認知構造が本質的に異なっていると考えられることを、社会心理学（内集団-外集団バイアス）や行動経済学（プロスペクト理論）の知見を用いて分析する。

不完全な国際法の内在化？

日本におけるハイトスピーチ解消法制定とアンチ・レイシズム運動を事例として

波多野綾子（東京大学）

行政不服審査における行政機関の弁明の実態と問題点

馬場健一（神戸大学）

本報告は、日本の行政が法に従うか、すなわち法治行政の実情につき、実証的データに基づき経験的に検証し、分析しようとするものである。

報告者は、全国の都道府県と政令市の各教育委員会に対して、「学校体罰事故報告書」の情報公開を求めた。その際、学校名・校長名に加え、教職員名まで原則として公開すべきとした高裁判決などを示し、司法判断に従うよう求めた。しかるに各教委の開示範囲は、多くは司法判断を顧みないものであった。（これら原処分分析につき、「行政は司法判断に従うか？」（『法社会学』85号（2019年）参照。）そこでこれらの教育委員会に対して、行政不服審査請求を行った。2019年3月現在、そのほとんどが情報公開審査会等に諮問され、教委側の非開示理由説明書等が提出されている状況である。

そこでこれら非開示理由説明書の記述を分析し、そこに見られる特徴を検討していきたい。司法判断に照らして問題のあるように思われる原処分を正当化するには、相当練度の高い法的理由付けが求められるように思われるが、これら非開示理由説明書の法律論は、そうしたものたりえているであろうか。またそうであれ、そうではない場合であれ、なぜ実施機関はそのような説明をするのであろうか。

本報告は、このような比較可能な全国の、同種の法的内容を持つ行政文書の検討を通じて、行政不服審査制度の実情、その意義と限界、短所長所とその背景といった点の検討を通じて、日本の法治行政の問題点について、実証的に検証していこうと試みるものである。

法人類学と存在論

法文書をめぐるエージェンシーとコミュニケーション

馬場 淳（和光大学）

本発表の目的は、人類学の存在論的転回(ontological turn)を踏まえて、地域社会のコミュニケーションを創造／媒介する法文書(legal documents)のエージェンシーを理論的かつ実証的に論じることである。法文書がテキストとして（人に）読解され、それを通して法のコミュニケーションを創造／媒介することは周知の事実だが、このことは人と文書の多元的な関係の一つにすぎないだろう。本発表では、法文書の意味内容ではなく、むしろその物質性や形式性に注目する。

まず発表者は、人類学の存在論的転回を確認したうえで、先行研究を導きの糸に、テキストの読解という要素を含みながらも、それに還元されることのない、人と文書の関係性を描くための理論的枠組み（表出的ジャンルと道具的ジャンル、書誌的コードと語彙コードからなる図式）を提示する。次に、南西太平洋パプアニューギニアに関する発表者の調査資料にもとづき、これまで周辺的とされてきた法文書の非テキスト的属性（物質性、ロゴ、括弧／空白、省略語など）がそれに馴染みのない人々の間でさまざまなコミュニケーションを喚起・推進・拡張していることを論じる。

5月11日（土） 14:30～18:00

・ミニシンポジウム⑤

「裁判過程における

人工知能による高次推論支援のための基礎研究」

・ミニシンポジウム⑥

「刑事分野における弁護士活動の高度化に関する

予備的検討：面接調査データを中心に」

・ミニシンポジウム⑦

「法専門職と簡裁代理：

簡裁民事訴訟・簡裁実務のこれまでとこれから」

・企画関連ミニシンポジウム①

「国際的に見た司法制度改革」

・個別報告分科会②

裁判過程における 人工知能による高次推論支援のための基礎研究

コーディネータ：太田勝造（明治大学）

本ミニ・シンポジウムは、基盤研究(S)「裁判過程における人工知能による高次推論支援」(2017年～2022年、研究代表者佐藤健、課題番号:17H06103)の研究成果の一部を中間報告するものである。なお、本ミニ・シンポジウムの報告の一部は、関連する研究である基盤研究(A)「法的判断の構造とモデル化の探求：AIはリーガル・マインドを持てるか？」(2018年～2023年、研究代表者太田勝造、課題番号:18H03612)の成果の一部も報告に含めている。

本研究は、近時進展が著しい人工知能技術(AI)を活用することにより、弁護士実務、裁判実務の「質」を高めるための支援システムを構築するための基礎研究を行うことを目的としている。ここで法実務の「質」とは、その効率性、公平性、迅速性、正確性、均一性、低廉性など法実務に求められる諸々の望ましい性質の総称である。目指すものはAIによる裁判支援システムであり、人間の裁判官を支援するシステムであり、人間の裁判所にとって代わるシステムを目指しているわけではない。

裁判システムは、大別すると、(1)事実認定モジュール、(2)法的当てはめモジュール、(3)法的推論モジュールに分割できる。

(1)の事実認定モジュールは、証拠方法の吟味によって主要事実の真偽を確かめるモジュールであり、科学的探求方法と基本的に同様の方法論で行われる。民事裁判では心証形成と呼ばれる。本研究のリサーチ・デザインでは、意思決定の合理的方法と位置づけられるベイズ意思決定論に依拠し、多様で多数の証拠方法からの推論のモデルとして「ベイジアン・ネットワーク理論」を採用してシステム構築を図る。

(2)の法的当てはめモジュールは、事実認定モジュールでその真偽の確率を特定され、証明度規則(証明責任規範)によって真偽値を確定された事実命題が、法規範の規定する法律要件に当てはまるか否かを判断するモジュールであり、基本的に規範的価値判断につながるものである。法律や裁判例は自然言語で記述されており、自然言語処理の活用は必須である。また、多数の裁判例から、過去の裁判所がどのように当てはめ判断をしているかを学習して、類似の事案には同様の充てはめ判断が導かれるようなシステムとする必要がある。そこで、AI技術である自然言語処理や深層学習等の活用がどこまで可能かを探求する。

(3)の法的推論モジュールは、事実認定モジュールと法的当てはめモジュールで適用の可否が確定する複数の法規範(権利根拠規範、権利障害規範、権利消滅規範など)の適用によって法的結論を導くモジュールである。この法的推論は伝統的に、三段論法等でモデル化されており、論理プログラミングの妥当する領域である。一階の述語論理に基礎を置くAIプログラミング言語である prolog と、その法分野への応用版である PROLEG 言語によってシステムを実現する予定である。なお、PROLEG は報告者の一人であり、研究代表者である佐藤健が開発した言語である。

裁判過程における人工知能による高次推論支援システムの構想

佐藤 健（国立情報学研究所）

本報告は、研究のリサーチ・デザインの全体像を提示するものである。先行研究、AI技術の現状、法の領域への応用の可能性と限界などにも触れる。さらに、佐藤の担当する法的推論モジュールの構築の中間報告も行う。PROLEGによる法的推論のデモンストレーションも行う予定である。

法的支援システムに基づく裁判は人々に受け容れられるか？

太田勝造（明治大学）

本報告では、自動運転システムについての実験計画法によるインターネット調査の結果と比較する形で、AI裁判所に対する人々の受容可能性を探る。自動運転システムについての期待と不安に関する複数の項目について、日本、アメリカ、イギリス、スウェーデンで調査を実施した（この研究の中心は松本朋子（東京理科大学）であり、太田の他、加藤淳子（東京大学）、及び岡田謙介（東京大学）の共同研究である）。その結果と比較するAI裁判所調査は日本において実験計画法によるインターネット調査として実施したもので、人間の裁判官を支援するAI裁判システム、人間の裁判官が支援するAI裁判システム、完全なAI裁判システムの3バージョンの比較によって、AI裁判システムに対する人々の期待と不安の所要を調査したものである。

議論過程の可視化システム

高橋和子（関西学院大学）

本報告は、AI裁判システムに必要とされる説明責任の実現方法についての中間報告である。判断過程、議論過程の内実を可視化することを通じて、どこに問題があるかを特定して提示したり、どこのルールをどう変えればどのように結論が異なってくるかをトレースしたりできることは、AI裁判システムが人々に理解され、納得され、そして受容されるための必須の要件である。本研究では、その実現のための手法を探求する。

司法試験の自動解答を題材とした法律文書の自然言語処理

狩野芳伸（静岡大学）

本報告は、AI裁判システムの法的当てはめモジュールを担当する狩野が行っている、実際の司法試験の担当式問題をAIに解かせる実験の成果を報告する。国立情報学研究所では、多数のAI研究者に呼びかけて、司法試験解答AIシステムのコンペティションを実施しており、優勝システムは約7割ほどの正答率を誇っている。自然言語処理を用いて条文や先例を用いて正解を見出すシステムである。

事実認定のための確率モデリング

本村陽一（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

本報告は、AI 裁判システムの事実認定モジュールの構築の研究を担当する本村の中間報告である。ベイジアン・ネットワーク理論の専門家であり、マーケティング等の多くの分野のビッグ・データを用い、ベイジアン・ネットワークを活用して数々の新知見を発表している本村が、裁判における事実認定に挑戦するものである。

刑事分野における弁護士活動の高度化に関する予備的検討

面接調査データを中心に

コーディネータ：宮澤節生（神戸大学名誉教授）

このミニ・シンポジウムは、科学研究費補助金基盤研究（B）18H00803 「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」（2018年度～2020年度）による調査活動に基づくものである。2018年度の調査チームは、研究代表者：宮澤節生と、研究分担者：上石圭一・大塚浩・菅野昌史・平山真理・武士侯敦・武蔵勝宏で、さらに、秋田真志・小澤昌之・椛嶋裕之・河津博史・後藤昭・高平奇恵・西村健・橋場典子・原島有史が、面接調査分担者や助言者として協力している。学会報111号にプログラムが掲載された時点以後の調査の進展状況を踏まえて、タイトル、報告者、報告内容を一部変更した。

我が国の刑事弁護活動に関する1990年代までの実証研究は、検察官と弁護士が対峙する状況の観察調査を行ったデイビッド・T・ジョンソン（大久保光也訳）『アメリカ人のみた日本の検察制度』（シュプリングー・フェアラー東京、2004年、原書2002年）が典型的に示したように、我が国の刑事弁護の支配的状況を、zealous advocacy（一部の弁護士は「熱心弁護」と翻訳している）という理想からは程遠いものとして描くのが一般的で、その背景要因として、弁護活動に対する法的制約の大きさ、経済的基盤の貧困さ、組織性の欠如などを挙げるのが一般的であった。その状況で刑事弁護に従事するのは、主として、まだ収益性の高い事件に恵まれていない若手弁護士か、他に専門分野を持たない「辞め検」であると言われていた。2009年の最初の裁判員裁判を分析したジョンソンは、裁判員裁判が登場しても日本の刑事弁護が置かれた状況に変化はないと指摘している。

これに対して、観察調査によって、社会改革的志向をもってすでに「熱心弁護」を実現していた弁護士が少数ながら存在していたことを指摘する研究が存在していたし（畑浩人「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開」神戸法学雑誌44巻1号、1998年）、一見熱心さに欠ける検察官に協調的な弁護活動についても、被疑者国選が存在しない制度で自白済みの依頼者に起訴後に初めて出会う構造の下ではやむをえなかったという評価も可能かもしれない。しかし、弁護士界内部では、一般に指摘されていた問題点の存在を基本的に認めたとうえで刑事弁護の改善を図ろうとする主張が、1990年代初期から現れており、それを可能にする方策として、取調べの可視化、弁護人の早期選任制度、刑事弁護のための公的ファンドの整備などが提唱されていた（笠井治「プロフェッションとしての刑事弁護」宮川光治他編『変革の中の弁護士（下）』有斐閣、1993年。畑は、社会変革の意欲を持った多数の弁護士を公設弁護人として組織化し、重要事件の大半は公設弁護人が担当するという制度を提唱しており、後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤節生他編『21世紀司法への提言』（日本評論社、1998年）は、被疑者段階の無料弁護の保障、国選弁護報酬・費用制度の改善、公設弁護人制度の創設を提唱していた）。

司法制度改革審議会が2001年6月に提出した最終意見書に基づく一連の制度改革は、それらの改革案を少なくとも部分的には実現することになった。被疑者国選制度、法テラス法律事務所の

常勤弁護士、裁判員裁判における国選事件報酬などである（岡慎一・神山啓史「21世紀—司法改革と刑事弁護—」後藤昭他編著『実務体系 現代の刑事弁護 3』第一法規，2014年）。それに対して弁護士会側でも、裁判員裁判に向けた研修（西村健「弁護技術の向上」浦功編『新時代の刑事弁護』成文堂，2017年）や、刑事弁護に力点を置いた都市型公設事務所の設置など、刑事弁護の能力の向上と組織的展開への努力が現れた。

それでは、現実の刑事弁護は、どの程度「熱心弁護」としての高度化を示しているのだろうか。そして、現時点ではどのような課題が存在するのだろうか。我々は、このような問題意識から、刑事弁護の「高度化」に関する実証研究の可能性を探求することにした（刑事弁護の質的変化を包括的に論じるものとして、大出良知「刑事弁護の質的向上の到達点と課題」川崎英明他編集代表『刑事弁護の原理と実践』（現代人文社，2016年）、浦功他「座談会 日本の刑事弁護の到達点と課題」浦功編『新時代の刑事弁護』（成文堂，2017年））。

他方、刑事弁護の高度化という動向に並行して現れてきたものとして、刑事分野における多様化も見逃すことはできない。裁判員裁判制度より6か月早く導入された被害者参加制度に関連した被害者支援活動は最も顕著なものであるが、それ以前から制度的に存在してきたものとして少年事件の付添人活動があるし、弁護士のイニシアティブによる運動として修復的司法活動が存在する。また、被疑者段階で医療機関・社会福祉機関の協力を求めることによって起訴を回避しようとする活動では、高度化と多様化が接合される。そこで我々は、刑事分野における弁護士活動の多様化も調査対象に含めることにした。

調査活動のスケジュールは、①2018年度は刑事弁護の高度化という観点から弁護士間で高く評価されている弁護士・法律事務所の面接調査、②2019年度は、多様化という観点から弁護士間で高く評価されている弁護士・法律事務所の面接調査と、弁護士実務の全体構造の中で刑事分野の弁護士活動が占める位置を確認するための弁護士全国サンプルに対するサーベイ調査、③2020年度は先行する2年間の調査によって収集されたデータの分析と分析結果の公表、というものである。このミニ・シンポジウムでは、①に関して2018年1月までに収集した面接データに基づく予備的検討を行う。

面接を行った弁護士が所属する事務所を、類型別に整理すると以下ようになる。

- ①一般事務所：11か所（事務所全体として刑事弁護に力点を置いている事務所、面接対象の弁護士だけが刑事弁護に力点を置いている事務所、刑事弁護の比重が高いわけではないが刑事弁護で高い評価を得ている弁護士、などを含む）。
- ②都市型公設事務所：6ヶ所（刑事弁護に力点を置いている事務所のほか、そうではない事務所を比較のために含めた）。
- ③法テラス法律事務所：5ヶ所（刑事弁護に力点を置いている事務所のほか、そうではない事務所を比較のために含めた）。

面接には、すべて宮澤が参加し、さらに毎回1人以上のメンバーが参加して、録音反訳の一次的校正を担当した。そのうえで対象弁護士に校正を依頼し、データとして確定した。ミニ・シンポジウムでは、これらの事務所と弁護士の匿名化した一覧表を配布する。

この調査における最も原理的な問題は、刑事弁護実務家ではない法社会学者が刑事弁護の高度化の程度を測定・評価しうるかという問題である。この点について、現時点では、刑事弁護について弁護士間で高い評価を得ている弁護士の助言を仰ぎつつある状況であって、さらに検討が必要である。それに対して、刑事弁護の高度化の促進要因・阻害要因としての、①刑事弁護にかかわる法制

度の変化，②刑事弁護の経済的基盤の変化，③弁護士会の登録・研修制度，④法律事務所の組織構造・運営形態などについては，データ収集が可能であって，このミニ・シンポジウムでは，主としてそれらの問題を検討する。

報告の構成と報告者は，以下のとおりである。

1. 宮澤節生「このミニ・シンポジウムの背景と目的」
2. 平山真理（白鷗大学）「刑事弁護にかかわる法制度の改革とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 一般的に低調な刑事弁護の大きな要因とされていた法制度は，どのように改善あるいは変化してきたか。弁護士たちは刑事弁護の高度化に対するそのインパクトをどのように認識しているか，現在の課題は何だと考えているか。
3. 菅野昌史（医療創生大学）「刑事弁護に関する登録制度および日弁連・弁護士会・その他による研修制度とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 平山が担当する制度的変化に伴って必要となった刑事弁護高度化に向けて，どのような登録制度と研修制度が導入されてきたか，それらのインパクトと課題はどのように考えられているか。
4. 武蔵勝宏（同志社大学）「刑事分野における委員会活動・公的活動・社会運動等への参加状況」 刑事弁護に注力する弁護士は，どのような委員会活動・公的活動・社会運動によって刑事弁護の高度化や刑事分野における制度改革に寄与しているか。
5. 上石圭一（追手門学院大学）「刑事弁護の経済的基盤および刑事弁護士の所得とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 国選弁護報酬，私選の頻度と報酬，事務所の売り上げと利益，弁護士個人の売り上げと課税所得などは，どのような状況にあるか。経済的条件が刑事弁護活動に与える影響について，弁護士たちはどう認識しているか。
6. 橋場典子（成蹊大学）「刑事弁護の組織的基盤としての法テラス法律事務所の状況」 刑事弁護に注力している事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
7. 大塚 浩（奈良女子大学）「刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務所の状況」 刑事弁護に注力している事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
8. 宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護の状況」 刑事弁護に注力している弁護士が所属する一般事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
9. 宮澤節生「総括と調査の展望」

法専門職と簡裁代理

簡裁民事訴訟・簡裁実務のこれまでとこれから

コーディネータ：馬場健一（神戸大学）

コメンテータ：小林克美（元簡裁判事）

司法統計から見た簡裁実務の変容—企画趣旨説明に代えて

馬場健一（神戸大学）

今回の学術大会の全体テーマである司法制度改革は、簡易裁判所のあり方にも大きな変化と影響を及ぼした。その最も顕著なものは、司法書士に簡裁代理権を認める認定司法書士制度の創設であった。また司法統計や具体的な実務の実際を見ると、それ以外の変化も見られる。例えばここ十数年来、一貫して伸びている簡裁における弁護士代理率があげられる。その背景には弁護士費用保険や弁護士人口増、弁護士の少額訴訟への対応の変化などがあるものと思われる。またこれら司法書士代理、弁護士代理の増加により、簡裁の本人訴訟は司法制度改革以前より減少している。他方で司法書士代理は過払訴訟の収束とともに一時ほどの勢いは見られなくなっており課題を抱える。また弁護士代理も簡裁訴訟事件数全体が頭打ちとなる中、この先どこまで伸びるのかについては不透明に思われる。また民事調停の利用のありかたやそこにおける弁護士・司法書士の代理のあり方にも司法統計上興味深い動向が見られる。本ミニシンポでは、こうした動向につき司法統計を使って概観するとともに、制度改革や時代状況が簡裁訴訟のありかた、あるいは簡裁民事実務全体に与えた影響、またそれによって弁護士と司法書士に与えた影響、また今後の展望などを、マクロ・ミクロに検討し、この問題に詳しい実務家の見解も踏まえつつ、多面的に検討していきたい。

「庶民の裁判所」と「くらしの法律家」

仁木恒夫（大阪大学）

簡易裁判所は「庶民の裁判所」と呼ばれ、司法書士は「くらしの法律家」を自認してきた。いずれも、一般の人々に身近な紛争処理制度という含意がある。簡易裁判所は、少額で軽微な紛争を、利用者に負担が少ない簡易な手続で迅速に処理するために設置されたとされている。また、司法書士は、地方の簡易裁判所所在地のような弁護士過疎地域にも広く分布しており、紛争を抱えた人々にとって重要な法的相談機関であった。

今般の司法制度改革は、人々の司法制度へのアクセスを拡充しようとするものであった。そして、この中で、司法書士の紛争処理機能も大きく変化している。周知のとおり、一定の司法書士は、従来の業務に加えて簡裁代理等関係業務をおこなえるようになった。そして、現在、この簡裁代理等関係業務をおこなえる司法書士は、司法書士全体の7割以上になっている。他方で、弁護士人口の増加から、簡易裁判所での弁護士による訴訟代理件数も増えている。こうした制度環境を背景とし

て、近年、簡易裁判所の効率的な手続運営のため、専門家の代理を強く主張する見解がみられる。

たしかに、簡易裁判所をめぐるこうした動向は、人々の司法制度へのアクセスを高めている。しかし、それは、簡易裁判所に想定されていた「庶民の裁判所」の実現にふさわしいものなのだろうか。現在の制度枠組や実態のうち、簡易裁判所を少額本人訴訟のフォーラムとしてあらためてみなおす道はないのだろうか。そこで司法書士に期待される「くらしの法律家」の役割はどのようなものなのだろうか。

本報告は、以上のような関心から、おもに簡易裁判所と司法書士の紛争処理の実情の一端を確認したうえで、「庶民の裁判所」の可能性について考えてみたい。

司法書士と市民の司法アクセス

谷 嘉浩（司法書士）

明治5年に「司法職務定制」の制定によって、後の公証人、司法書士、弁護士に対応する証書人代書人代言人職制が定められ、司法書士制度が誕生した。そして、明治19年以降、治安裁判所が登記を取り扱うことになったことに伴い、代書人の一部が裁判所構内で執務をするようになった。このような背景から、司法書士は長年本人訴訟の支援者として裁判書類作成業務をおこなってきた。

平成11年から始まった、司法制度改革の審議会での議論の中では、司法書士が都市部だけでなく全国にくまなく存在し、本人訴訟における書類作成の担い手として活動してきた実績が評価され、平成14年の司法書士法改正によって簡裁代理権が付与されるに至った。

ちょうどこの時期、多重債務問題が社会問題となっており、簡裁代理権を取得した司法書士は、いわゆるクレサラ事件に大挙して取り組むようになっていった。とりわけ、消費者金融のグレーゾーン金利から生じる過払い訴訟は、簡裁での代理事件、地裁での裁判書類作成による本人訴訟支援を問わず多くの司法書士が扱うようになり、たくさんの市民の生活再建に資することとなったが、過払い事件に特化して裁判業務を行っていた司法書士が少なくなかったため、その後の過払い事件の収束に合わせて、司法書士の簡裁事件への関与率も下がってきている。

しかしながら、金銭請求、賃貸借問題、物損事故など紛争の価額が低い事件への代理人としての関与や、本人訴訟による裁判を希望する紛争当事者に対しての裁判書類作成者としての関与など、弁護士との棲み分けの中で司法書士が力を発揮する場面は少なくない。司法制度改革の精神に立ち返り、紛争解決のための「公共財」であることに、司法書士は存在意義を見いだす必要がある。

権利保護保険と弁護士実務

小川達雄（弁護士）

権利保護保険（弁護士費用保険）は、日本弁護士連合会（日弁連）が協定保険会社と共同して開発した交通事故を初めとする民事、刑事事件に要する弁護士費用を保険金で賄う保険商品である。弁護士につてがある契約者にとっても弁護士費用が保険で賄えるほか、弁護士につてがない契約者においては保険会社から日弁連を通じて所在の地元弁護士会によって担当弁護士の推薦が受けられる仕組みとなっている。保険自体は、自動車損害賠償保険（いわゆる任意保険）の特約として現

在ほとんどの場合に付保されているほか、単独保険商品としても普及が広がっている。

社会生活を営む上での経済的負担については、自助、共助、公助という区分けがなされることがあるが、自助は、自己の権利実現のために要する費用として、文字通り弁護士費用を自己負担する原則を言い、公助は、経済的制約のために権利実現が妨げられることのないよう、弁護士費用を国が立替え援助することなどにより、司法へのアクセスを経済面から支援する総合法律支援制度（日本司法支援センターによる民事法律扶助制度と刑事国選弁護制度）がある。共助はこの中間を意味し、日頃の保険掛金の自己負担により、いざというときの弁護士費用が保険で賄えるようにした制度であり、日本では比較的新しい制度であるが、司法へのアクセスの保障となりうる制度として発展が期待されている。

このシンポでは、この弁護士費用保険の狙いと制度化までの道のり、現在制度化されている保険の種類と概要、利用状況と司法全体に及ぼしている影響、現在生じている運用上の問題と解決の方向性等、さらには弁護士業務への影響などにも触れていきたいと考えている。

企画関連ミニシンポジウム①

国際的に見た司法制度改革

コーディネータ：企画委員会
司会：四宮 啓（弁護士，國學院大學）
ディスカッサント：ダニエル・フット（東京大学）

企画趣旨

梶澤秀木（佐賀大学）

本シンポジウムは、日本の司法制度改革の総体を相対化して観るために、まず他国や他地域での司法制度改革と比較する。対象国・地域は、中国と東南アジア諸国、そしてEUである。

高見澤報告では、中国は20世紀末より一貫して司法制度改革を進め、「法治」を推進しているが、それは「法の支配」などを核心とする近代西洋型の司法制度とはかなり異質であることが示される。松尾報告では、途上国とくに東南アジア諸国の中には、先進的な実定法や司法制度を整えながら、抑圧的な体制構築が進められている国があることが示される。ここでも問題の焦点は、各国の司法制度整備が「法の支配」などの近代西洋型の司法制度を目指すものではないことである。

他方、日本の司法制度改革がその目標の一つとした、西洋社会では、どのようになっているだろうか。須網報告は、EUにおいては、弁護士資格も相互承認され、域内弁護士の行動規範も調和されてきているが、他方、ハンガリーやポーランドのように、抑圧的体制が整備され、「司法の独立」や「法の支配」といったEUの理念にそぐわない加盟国も出現し始めていることを示す。その意味で、西洋社会においても司法制度は盤石ではないのである。

以上を踏まえて、日本の司法制度改革が、もしかすると国際的に特異な試みであるかもしれないという視点が得られよう。

1. 社会変動の中の司法制度改革 中国の司法制度改革

高見澤磨（東京大学）

中国は20世紀末より司法に関する改革を連続して行っている。司法の現状に問題があることと司法の作用自体には期待していることを示している。但し、ここにいう司法及び関連する概念が近代的意義のそれらと同じであるか否かは検討を要する。

本報告においては、司法制度改革によって司法及びそれと関連する概念などの枠組全体が変革されつつあるのか、枠組自体は変わらず個別の問題への対処を束ねたものなのか、枠組を変える意図はなくとも改革で試みたことは枠組全体を変革する種となるのか、について検討を試みる。枠組全体を変革する意図は無く、変革の種ともならないが、枠組全体が変革されようとする場合の資源とはなりうるというのが当面の仮説である。

中国は清末に近代西洋型の法への全面的転換に着手し、中華民国のもとで一定の成果を挙げた。こうして形成された法制度は、一方では台湾現行法制につながる。他方、内戦下の1949年2月に中国共産党統治下の解放区においては全面的に否定され、中華人民共和国において1950年代に新たな制度形成が行われた。1990年代以降市場メカニズムが全面的に導入され、法制度もそれを支えるものになりつつあるものの、他面で1950年代以来の枠組も健在である。全国人民代表大会を頂点とする権力集中型民主主義のもとに司法機関があり、また、国家機関は中国共産党の領導のもとにある。各法院には裁判委員会（「審判委員会」）が置かれ、裁判官（「法官」）は何いをたてることができる。下級法院の裁判委員会は上級法院の裁判委員会に何いをたてることができ、最終的には最高人民法院によって判断が示される。この限りにおいて裁判官の独立も裁判所の独立も原理的には存在しない。弁護士協会も自律的団体とされつつも中国共産党の領導の原理に従う。司法は、よき統治の道具としての役割を期待される。

改革のひとつの方向は、個々の裁判官の解釈や量刑の幅を狭めることと法曹の質を評価制度によって確保することとで公正性を高めることである。このことは予見可能性を増大させる。他面、調停的な紛争解決（「調解」）や陳情への対応（「人民来信人民来訪」「信訪」）の運用という方向での改革は、予見可能性を減少させるが、解決への期待と一定の解決が得られたときの満足とを与えることができる。中国のいう「法治」「依法治国」は、このような組合せを前提とするものである。この枠組のもとで市場メカニズムの全面的導入に対処するための改革施策も行われ、この面では欧米や日本・韓国・台湾・香港とも対話可能である。

2. アジア諸国の司法制度改革——開発プロセスにおける法化の諸相

松尾 弘（慶應義塾大学）

1960年代以降急速な経済発展を達成したアジア諸国では、司法制度改革をはじめとする法制度の整備、経済成長および民主化の間に独特な緊張関係が形成されてきた。とりわけ、政治に対する司法のコントロールを強化する改革動向（政治の司法化）は、差し迫った経済政策等の遂行の中で、ともすれば司法を政治利用しようとする動き（司法の政治化）に転化し、政治と法が際限のない相克に陥っているかにみられる例もある。

1980年代の後半以降も、グローバル化が進展する中で外国からの投資が集中し、世界の成長センターとなっているアジア諸国（特に東南アジア）では、法制度の整備が持続的な経済発展や政治発展と直ちに結びつかない問題が顕在化している。例えば、先進諸国や国際機関が20年以上にわたって法制度整備支援を実践してきたカンボジアでは、隣国のベトナムやラオスに比して先進的な内容をもつ実定法が整備され、裁判官・検察官・弁護士等の法曹養成を含む司法制度改革が進められてきた。にもかかわらず、首相の申立てに基づいて最高裁判所が野党の解党命令を出し（2017年11月）、上院議員選挙（2018年1月）、国民議会（下院）議員選挙（2018年8月）でも与党が議席を独占し、民主化への懸念が高まっている。また、GDP全体の成長にもかかわらず、1人当たりGDPは1200米ドル程度にとどまり、同2000米ドルを超えたベトナム、ラオスとの差が開いている。さらに、世界銀行のGovernance IndicatorsにおけるRule of Lawの指標も下降傾向にあり、World Justice ProjectのRule of Law Index 2017-2018では法の支配の進展度が113か国中112位にランクされている。

本報告では、この「カンボジアのパラドクス」を1つの題材に、同じく植民地支配からの独立後、

1990年代から本格的に法改革のスピードを速めてきたベトナムおよびラオスとも適宜対比しながら、法制度整備のプロセスと司法制度改革の内実に着目することにより、法改革と政治・経済の複雑な絡み合いを解く鍵を探求し、政治の法化のための諸条件と司法制度改革のあり方について考察する。

〔参考文献〕

Matsuo, Hiroshi (2014), "Access to Justice in Indochinese Countries," in: Michèle and Henrik Schmiegelow (eds.), *Institutional Competition between Common Law and Civil Law: Theory and Policy*, Springer, 2014, pp. 249-277.

—— (2014), "Access to Justice in Democratization Movement", 慶應法学 30号 21-36頁

World Bank, *Worldwide Governance Indicators 1996-2017*,

in: <<http://info.worldbank.org/governance/wgi/#reports>>

World Justice Project, *Rule of Law Index 2017-2018*,

in: <https://worldjusticeproject.org/sites/default/files/documents/WJP-ROLI-2018-June-Online-Edition_0.pdf>

3. 法の支配と弁護士——司法の独立の危機へのヨーロッパ弁護士の対応

須網隆夫（早稲田大学）

EUは通常国際組織ではなく、経済を中心に社会の様々な側面の統合を加盟国間において実現している。弁護士もその例外ではなく、「弁護士資格の相互承認」に基づき、ある加盟国で弁護士資格を取得すれば、他の加盟国に移動して、その国の弁護士として実務を行うことが原則として可能な「弁護士の自由移動」が、域内市場統合の一部として実現している。弁護士の自由移動の実現は、各国の弁護士社会の統合を促し、各国の弁護士会は、「欧州弁護士協会(CCBE)」に結集して、その共同行動を発展させている。弁護士の行動規範である弁護士倫理の調和はその一つの成果であり、各国の弁護士にはヨーロッパ弁護士としての共通性が生まれている。

さて、EUは、民主主義・法の支配・基本的人権の尊重という立憲的価値をその基礎とする団体であり、EU条約は、EUとともに各加盟国にその価値の遵守を義務付けている。ところが、ユーロ危機の発生以後の経済危機を背景に、ハンガリー・ポーランド等、一部の加盟国において、反リベラルな権威主義的政党が政権を掌握した。その後、これらの国の政府は、裁判官人事に干渉するなど「司法の独立」に介入するに至り、各国で法の支配が危殆に瀕する事態が発生している。このような事態に対し、EU及び欧州審議会は様々な手段を取って対応し、現在、両者間では緊張関係が継続し、これまでのEU法秩序も動揺させられている。

それでは、各国の弁護士会・そしてヨーロッパレベルの弁護士団体である欧州弁護士協会は、このような事態にどのような立場を取っているのだろうか。EU法が国内裁判所で行使できる権利を直接的に個人に付与しているEUにおいて、各加盟国における弁護士業務、特に加盟国裁判所におけるEU法を根拠にする訴訟追行は、EU法の立憲化の推進力であり、弁護士会も、基本的人権と法の支配の担い手であることを自らのアイデンティティーとしてきた。そのような弁護士会は、EUにおける法の支配の危機にどのように対応しているのだろうか。この検討を通じて、EUにおける法の支配の現状とともに、弁護士及び弁護士会という職能団体の果たす役割とその限界を理解する一助を得ることができるだろう。

個別報告分科会②

国家と刑罰，国際社会と刑罰

安藤泰子（青山学院大学）

本報告は、「国家と刑罰，国際社会と刑罰」について考察することを目的とする。報告の前半を国際犯罪の現象について、特にコア・クライムに関する犯罪を処罰するという国際社会の潮流について解説し、報告の後半では国家と国際社会における刑罰権の根拠を探ろうとするものである。前者の「国家と刑罰」については、国家刑罰権の行使、すなわち国家が有する刑罰権を行使するという説明が付される。他方で後者、すなわち「国際社会と刑罰」については、国際社会が有する刑罰権を行使する、という説明が（一般には）行われてはいない。国際刑罰権の行使については、あくまで「国家」が有する刑罰権の一部を国際社会に設置された国際刑事裁判所に譲渡する、この譲渡を受けた範囲において、国際刑事裁判所はこれを行行使するに過ぎないという解説である。

ところが、現在、安全保障理事会による付託や紛争国家自らが刑罰権を放棄して国際刑事裁判所に審理を委ねるといった事態が生じてきた。このような事態においては、従来からの国家による譲渡によって、すなわち譲渡された範囲において国際刑事裁判所が刑罰権を行使する、という説明をもっては刑罰権を基礎づけ得ない。そこで、国際刑罰権の基礎を何に求めるのか、という「国際社会と刑罰」の問題、さらにいえば「国際社会における刑罰権の基礎づけ」が求められている。

本報告は、世界的レベルにおいても未構築の国際刑罰権の根拠を探究するものである。国際社会に付託された事案を解説しつつ、国際社会において発動される刑罰権の正当性について探究する。

所有者不明の土地問題の解消とその課題

特に現場の困難と工夫に着目して

片野洋平（鳥取大学）

現在、日本全国で管理がなされないまま放置される山林、耕作が放棄されている農地、居住が確認されない家屋などの問題が顕在化しつつある。これらの問題は、所有者不明土地の問題として着目されている。このうち山林は所在の確認、所有者の特定、管理のしにくさ、そして面積の大きさなど、他の資産に比べさまざまな点で管理の難しさが存在する。また、山林は環境問題に影響を与える可能性も高いため、申請者は放置される山林にやや比重を置き研究を進めてきた。2018年度の大会では、所有者不明の土地問題における解決方法としての寄付採納の現状と課題を報告した。

本大会では、寄付採納政策の進捗状況の報告と、具体的な課題と工夫について時間を割いて報告する。

社会保険の被保険者資格の中立化に係る法政策と 非正規雇用者の社会的包摂

楠本敏之（東京大学）

近年、非正規雇用と正規雇用の間の労働条件等の階層的格差に伴う非正規雇用者の社会的排除が問題となっている。このような状況を固定化し、悪化させる要因として、企業がコスト削減等を目的として社会保険料の事業主負担を軽減すべく社会保険における被保険者資格が認められない非正規雇用者の活用を拡大してきたこと、雇用の非正規化及び社会保険の被保険者資格の欠如が相俟って非正規雇用者の階層的な社会的排除を促進させてきたこと等が先行研究上、明らかとなっている。本報告では、このような状況を改善し、非正規雇用者の社会的包摂を実現するための社会保険に係る法政策について検討したい。

本報告の具体的内容は、以下の通りである。まず、先行研究等に基づき、社会保険の被保険者資格の無制限化と社会保険料の事業主負担割合の軽減の2つを組み合わせた法政策の実施により企業に対し雇用の正規化を促し、その結果としての雇用の正規化及び社会保険の無制限的な平等適用を通じて、非正規雇用者の社会的排除を改善し、社会的包摂を実現できるという仮説を定立する。次に、この仮説を検証するために、企業及び労働者（正規雇用者・非正規雇用者）を対象とするアンケート調査を行う。最終的には、調査結果を統計的に計量分析することにより、非正規雇用者の社会的包摂に向けた社会保険の被保険者資格の中立化に係る法政策の実効性を実証的に示すこととする。

労働局あっせんは、どのようにして合意を調達しているのか？

インタビュー調査によるあっせん業務プロセスの解明

花村俊広（花村社会保険労務士事務所）

紛争調整委員会によるあっせん（労働局あっせん）は、6割5分程度の合意率を達成している。しかも、手続開催件数の多さ、処理期間および期日の簡易・迅速性は、個別労働紛争解決手続の中でも群を抜いている。ただし、労働局あっせんは非公開である。紛争解決のために何をしているのか？それを解明できれば、手続を行うあっせん委員の継続的な資質の向上に適用できるであろう。本報告では、労働局あっせんの業務プロセスにおいて、最終目標を「合意の成立」に設定した場合

の重要成功要因を特定し、目標達成のモデル化を試みる。

2017年10月1日現在、弁護士、学者または特定社会保険労務士であって、あっせん委員の実務経験が2年以上ある7名の調査対象者に対して、1名ずつ半構造化面接によるインタビューを行った。その際、共通テーマとして、4年連続トップの「いじめ・嫌がらせ」事案を選定した。彼らが、その事案の担当あっせん委員に指名されたと仮定して「パワーハラスメント事案のあっせん業務プロセスでは、どのようなことを行うか」を尋ねた。そこから得られたデータを修正版グランデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）を用いて分析した。その結果、39概念、18カテゴリー、7カテゴリーグループを生成した。この調査対象者のナレッジメントの集積は、紛争当事者自身が納得できる終局を迎えられるようにエンパワーメントすることで、目標達成を実現させようとするものであることが示された。

以上のことから、労働局あっせんのひとつの解決モデルは、業務プロセスにおいて紛争当事者の自己決定による納得が得られるよう工夫することであると結論づけた。

ポスター・セッション

生殖補助医療を用いた家族形成と学・医・官の連携による当事者支援

金成恩（立命館大学）

日本は、生殖補助医療を規制する法律がないまま、なし崩しの事実先行で生殖補助医療が進められてきたため、どの生殖補助医療技術を可能とすべきかという行為規制可否と法律上の親子関係の成否の問題が中心となっている。その結果、生殖医療技術の利用を求める当事者と生殖医療技術を用いて生まれた子、その子を養育する家族の実態や各当事者の意思等の調査が遅れており、カウンセリングなどを通じた援助が困難になっている。島根県は、クリニック・児童相談所・乳児院・行政の共同で、生殖医療技術の利用を求める当事者と社会的養護の下の児の縁を結ぶ「島根モデル」を構築している。報告者は、「島根モデル」を構築した関係者及び「島根モデル」を用いて家族を形成した当事者を対象にヒアリング調査を行った。本調査により、生殖医療技術を考えているカップルへの情報提供やカウンセリングなど意思決定の支援及び、子の福祉の視点から、子の出自を知る権利を保障するために、関連専門家の支援に基づいた告知、知った後の当事者への心理的ケアなどの具体的なサポートが可能な、社会的な仕組みの構築とそれを裏付ける法整備の必要性が明らかになった。さらに、生殖補助医療現場から養子縁組や里親制度へと繋ぐ可能性も本調査から見えてきた。

5月12日（日） 9:00～12:00

- ・ミニシンポジウム⑧

「刑事司法における市民参加の展開」

- ・ミニシンポジウム⑨

「原発ADRの検証：

『迅速かつ適正な解決』の現状と課題」

- ・ミニシンポジウム⑩

「法社会学における理論的概念と観察的データ」

- ・企画関連ミニシンポジウム②

「学際的に見た司法制度改革」

- ・個別報告分科会③

刑事司法における市民参加の展開

コーディネータ：飯 考行（専修大学）

本シンポジウムの目的は、平成の司法制度改革および行刑改革により推進された刑事司法への市民参加について、その展開の経過を踏まえた実態的分析を行うことにある。

裁判員裁判は、2009年の実施から10年が経過しつつある。すでに1万人以上の被告人が審理され、8万人以上の市民が裁判員・補充裁判員を務めた。検察審査会の強制起訴は、裁判員制度の実施と時を同じくして実施に移され、これまでに10例ほどを数える。刑事施設視察委員会は、2006年から刑事施設の視察や被収容者との面接を重ねている。

以上の各テーマに関する研究者と実務家による報告とコメントを通じて、裁判員制度、検察審査会の強制起訴制度、刑事施設視察委員会の個別の検討はもとより、刑事司法への市民参加の展開に関する横断的な分析と実情把握を試みる。

参考文献（主要なもの）：

飯考行・裁判員ラウンジ編（2019）『あなたも明日は裁判員!?!』日本評論社。

西村寛子・堀内美穂（2017）「臨床心理士から見た裁判員裁判」濱田邦夫他編著『裁判員裁判のいま—市民参加の裁判員制度7年経過の検証』成文堂，61-91頁。

國井恒志（2017）「裁判員裁判における評議の現状と課題—裁判員と裁判官の実質的協働を実現するための提言」『裁判所は何を判断するか（シリーズ刑事司法を考える第5巻）』岩波書店，172-206頁。

Johnson, David & Hirayama, Mari (2017) "Prosecution Review Commissions: Will Lay Participation Change Prosecution in Japan?", *MLS-Asia Research Collaboration: Death Penalty, Prosecution and Detention in Japan* (Melbourne, Australia).

Lawson, Carol (2015) "Reforming Japanese Corrections: Catalysts and Conundrums" in Wolff, Leon, et al., eds., *Who Rules Japan? Popular Participation in the Japanese Legal Process*, Edward Elgar Publishing, 128-163.

河合幹雄（2014）「刑事施設視察委員制度と市民の司法参加」和田仁孝他編『法の観察—法と社会の批判的再構築に向けて』法律文化社，115-133頁。

1. 裁判員制度の導入と10年間の展開——理念と現実の相克

飯 考行（専修大学）

裁判員制度は、周知の通り、司法の国民的基盤の一環として、司法制度改革審議会で提唱された。その際には、「権利主体・統治主体」という主権者としての国民像が強調され、理念先行型の導入であったといってよい。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上という、誰も反対しない理念を趣旨に掲げた。

しかし、裁判員制度および裁判には、実際にどのような社会的意義があるのであろうか。この肝

心な点は、刑事訴訟手続などへの影響を除いて、意外に問われることが少ないように思われる。しばしば報じられる通り、国民の裁判員就任意欲は低迷を続け、裁判員候補者の辞退率や選任手続参加率は低下傾向にある。他方、裁判員裁判は着実に件数を重ね、裁判員経験者にはおおむね好評で、その主体的な声や活動もわずかながら現れてきている。

本報告は、裁判員制度の10年間の運営状況や、裁判員ラウンジと称する裁判員経験者や弁護士を交えた公開企画の知見にもとづき、裁判員＝市民の「人間性」に着目して、社会実態としての裁判員制度を検討する。

2. 裁判員裁判と臨床心理学

堀内美穂（臨床心理士）

裁判員制度が始まって10年を迎えるが、最近の調査では、裁判員を経験した96%の人が「やってよかった」と意義を感じているという。その一方で、裁判員候補者の辞退率が7割に増加してきているとの報告もある。

ある日突然、通知を受け取り裁判員に選任されてから、数日間、数週間にも及ぶ評議や公判に臨み、最終的に「経験してよかった」という達成感に至るまでには、どのような心の動きや葛藤を経たのか？重大な刑事事件など自分には無関係だと思ってきた一市民が、日常から切り離され、ある意味強烈な非日常体験をして、またそれぞれの日常に戻っていく過程には、どのような意義があるのか？臨床心理士である発表者が、自ら裁判員裁判を体験して感じた心理状態の変化を臨床心理学的観点から考察し、同時に、裁判員を辞退する人々の心理的な要因についても検討したい。

また、人によって感受性の違いはあるが、裁判員が評議や公判中に様々なストレスを受けることは事実である。裁判員制度が始まって10年たった現在でも、裁判員の心理的、身体的ストレスへのケアが十分になされているとは言い難い。裁判員の受けるストレスにも着目し、ストレスケアにはどのような対策が考えられるか提示する。

3. 裁判員裁判における評議の工夫

國井恒志（裁判官）

裁判員制度は、司法の国民的基盤の強化を目的とするものであるが、それは、国民の視点や感覚と法曹の専門性が常に交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が活かされるような刑事裁判の実現を目指すものといえることができる（最大判平成23年11月16日）。取り分け、評議は、国民の視点や感覚と、裁判官の専門性を背景に、裁判員と裁判官の実質的な協働が求められる裁判員制度の核心をなす場面である。評議において、裁判官は、①「必要な法令に関する説明を丁寧に行う」こと（プレゼンテーション）や②「評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設ける」こと（ファシリテーション）（裁判員法66条5項参照）だけでなく、③「裁判員の参加する合議体」というチームを作り上げること（チームビルディング）も求められている。裁判員には、「法律の壁」「事件の壁」「会議の壁」という3つの壁が立ちだかっているが、裁判官は、裁判員制度導入後、これらの壁に「扉」を取り付ける職務を十分果たしてきただろうか。裁判員と裁判官の実質的協働を実現するためには、法曹以外の市民に学ぶ姿勢が必要不可欠であり、ミニ・シンポジウムでは、付せん紙法など法律学以外の様々な知見

を採り入れた評議の工夫例を紹介し、裁判員と裁判官の実質的協働を実現するという観点から、刑事司法における市民参加の展開について考えたい。

4. 検察審査会と強制起訴——起訴における市民参加は何を変えるか

平山真理（白鷗大学）

本報告では、裁判員制度と同時に導入された、検察審査会による強制起訴制度について焦点を当てて報告する。刑事手続における市民参加としては裁判員制度により大きな関心が集まる傾向にあるが、裁判員制度と違い、11名の国民のみで審査する検察審査会はある意味、裁判員制度よりも「純粋な市民参加」と位置づけることができるかもしれない。とくに2009年5月21日以降は、二度目の審査において検察審査会が起訴議決を出した場合は強制起訴となり、公判が行なわれることから、刑事手続に与えるインパクトは非常に大きい。

本報告では、検察官と検察審査会のそれぞれが起訴において求める基準の違いに注目し、強制起訴事件の裁判においては検察審査会が（あるいは市民が）何を期待するかについて検討を行う。さらに、このような「違い」が、精密司法と評価されるわが国の刑事手続に対し、何らかの影響を与え得るか（あるいは全く与えないか）についても考察を行なう予定である。そこにおいては、制度改正以来強制起訴された9件（2019年3月末時点）について分析する予定である。また、透明性の向上や被疑者の権利の観点から、検察審査会制度にはどのような改正が必要かについても考察を行ないたい。

5. 日本とオーストラリア首都特別地域の刑務所市民監視体制——塙の中からの声を通しての比較研究

キャロル・ローソン（オーストラリア国立大学）

日本とオーストラリア首都特別地域（ACT）では、約10年前に刑事施設の市民監視制度を導入した。日本の場合、100年ぶりの行刑改革に伴う変化で、監視基準は日本独特の規準である。ACTでは初めての刑事施設の発足をきっかけに、監視基準は国際人権規約を基礎とする枠組みである。

本研究の目的は比較刑事政策の視点から、両監視制度の市民参加としての「性質」と「意義」に迫ることである。2015年に両国の約10庁の刑事施設で民族誌的準備データ収集を行い、それを踏まえて、2016～2017年にかけて、合計50庁で混合研究法の調査研究を実施した。約2,500人の刑事施設視察委員・刑務官・受刑者から協力を得ることができた。

今回の発表では、主に両制度の運営上の「性質」について明らかにし、最後にこの両市民監視制度の「意義」についても触れたい。国際人権規約に基づいた刑事施設市民監視制度は迅速に世界に広がっている。しかし、同制度についての実証的データを根拠にした研究はほとんど存在しない。このプロジェクトは、両市民監視制度の法律上・事実上の違い・共通点を把握し、その在り方について問う。

6. コメント

河合幹雄（桐蔭横浜大学）

原発ADRの検証

「迅速かつ適正な解決」の現状と課題

コーディネータ：大坂恵里（東洋大学）
コメンテータ：片岡直樹（東京経済大学）
吉村良一（立命館大学）

原発ADR総論——企画趣旨説明に代えて

大坂恵里（東洋大学）

福島原発事故後、原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」）が設置され、原発事故被害者と東京電力の和解の仲介（以下「原発ADR」）を実施してきた。原発ADRは、原子力損害賠償制度において原発事故被害者の被害回復のために重要な役割を担うことが期待され、実際に一定の成果を上げてきたが、近時、その目的を損なう事態が生じている。

本ミニ・シンポジウムでは、原発ADRの現状と課題を明らかにする。報告・コメント・フロアを含めた質疑応答を通じて、原発事故被害の救済のあり方、より一般的には大量不法行為被害の救済のあり方について検討を行う機会としたい。

[本ミニ・シンポジウム全体の参考文献] 淡路剛久監修／吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編著『原発事故被害回復の法と政策』（日本評論社、2018年）

原発事故賠償における訴訟とADRの関係

二宮淳悟（弁護士）

原発事故被害者が原発賠償を請求し、受領するための手続は、①東京電力に対する直接請求、②原発ADR、そして③民事訴訟がある。直接請求は、迅速に賠償を受領することができるが、あくまで加害者側の判断基準によらざるを得ず、十分な賠償を受けることは困難である。また、民事訴訟では、解決までに要する時間的負担や訴訟費用等の経済的負担も少なくない。この点、原発ADRはこれまで多くの和解による解決を実現してきており、今後も原発ADRが果たす役割は少なくない。

原発ADRはあくまで原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等が前提となるため、中間指針を超える損害や中間指針に明示されていない損害については民事訴訟によって法的救済を受けるほかないことから、この間、各地で原発事故賠償訴訟が提起されおり、各地で地裁判決等も出されている。同時に、原発ADRにおいては、集団申立て案件における和解案拒否、それによる和解仲介手続の打ち切り事例が相次いでおり、いまや原発ADRの「機能不全」が叫ばれる事態が生じている。このような事態を改善し、原発ADRが実質的な機能を発揮するためには、原発事故賠償における訴訟の判決等との関係を踏まえた中間指針の改正や、和解案について一定の法的拘束力

(片面的拘束力) を認める立法措置といったことが求められる。

本報告では、これまでの原発ADRの意義や、これまでの各地の原発事故賠償訴訟と原発ADRの関係を報告した上で、それらの課題について論じたい。

区域外避難者案件の現状と課題

及川善大（弁護士）

原発事故被害者のうち、国や地方公共団体からの避難指示が出された区域以外からの避難者（以下「区域外避難者」）については、直接請求では微々たる金額の賠償しか受けられない。しかし、原発ADRの手続を経ることにより、個別事情にもよるが、自主的避難等対象区域のうち、主に福島県北部（福島市など）や郡山市などからの避難者で、18歳以下の子どもがいる世帯については、一定期間についてはあるが、避難に要した費用や、避難生活に伴う生活費増加費用等の実費につき一定額の賠償を受けられることが少なくない。

それでも、原発事故被害者が、これまでに生じた被害を填補するに足りる金額を賠償として受領できているとは、到底言えない状況にある。特に、原発事故被害者が被った精神的苦痛を填補するための慰謝料については、中間指針等を超える金額が認定されることはほとんどないため、原発ADRにおいて慰謝料の増額を求めることは困難と言わざるを得ない。また、原発ADRにおいても、自主的避難等対象区域のうち、18歳以下の子供がいない世帯の避難者、福島県北部や郡山市など以外からの避難者、及び、自主的避難等対象区域にも指定されていない区域からの避難者については、受領できる賠償額が更に少額になる。このように、原発事故により避難せざるを得なかった、という状況は同じにもかかわらず、国による一方的な区域指定により、賠償の状況に大きな差が生じている。

本報告では、区域外避難者に関する原発ADRの現状及び課題を指摘した上で、区域外避難者に対する賠償のあり方について論じたい。

集団ADRとふるさと喪失被害

除本理史（大阪市立大学）

中間指針、およびそれを受けて東京電力が示す賠償基準の策定過程では、被害当事者の参加がほぼなされず、いわば「加害者主導」の構図がみられると指摘されてきた。その結果、指針・基準が被害実態から乖離し、重大な欠落も生じている。たとえば地域間の賠償格差が生み出されていること、「ふるさとの喪失」被害が慰謝料の対象から外れていることなどである。

住民にとって「ふるさとの喪失」とは、避難元の地域において、住民の日常生活を支えていた一切の条件（生産・生活の諸条件）の剥奪である。このうち、居住空間としての住居などは、賠償によって回復することができる。しかし、金銭賠償による原状回復が困難な被害も多い。地域のコミュニティの破壊もその1つである。コミュニティにおける人間同士のつながりを通じて、住民は各種の「生活利益」を得ていた。原発事故はそれを奪ったのであり、単なる精神的苦痛にとどまらない重大な「絶対的損失」をもたらしている。

こうした「加害者主導」の賠償に対抗する被害者サイドの取り組みは、集団申立てや集団訴訟という形で進められてきた。集団申立てとは、地域内や隣接地域との間の賠償格差是正、あるいは賠償指針・基準から漏れている損害（被ばくや「ふるさと喪失」の慰謝料など）の賠償、といった地域共通の課題を掲げて、センターに住民が集団で申立てを行うことをさす。本報告では、この取り組みの経緯と現状、ならびに意義と課題について論じたい。

原発被害の実相と大量不法行為被害の救済における制度上の課題

渡辺淑彦（弁護士）

《被害の甚大性》 原発被害は、一旦生ずると金銭賠償などでは到底救済できない「絶対的損害」を生じさせる。必然的に全住民の強制避難を伴うことから、地震や津波による被害者を救済できず、見捨てることになる。また、「避難弱者」である病人や高齢者などを、避難自体によって死に至らしめる危険に晒すことになる。さらには、避難の長期化により、多くの関連死を生じさせる。平穏な日常生活からの離脱により、生活は不活性化し、高齢者を中心に健康を害し、医療ニーズや介護ニーズが増加させる。地域コミュニティや家族から離れ、生きがいを失ってしまう人もいる。長期間経過後、避難指示が解除されても、すでに地域は荒廃し、社会インフラも失われ、被ばくの恐れも否定できないことから、帰還する人は極めて少数のままである。一旦強制避難となった地域に復興させることは容易ではない。

《被害の広範性》 また、原発事故は、放射性物質という「未知」かつ「死の恐怖」を伴う物質の拡散により、強制避難区域の周辺自治体にも甚大かつ継続的影響を与えることとなる。特に、第一次産業、その周辺産業、観光業、輸出産業、子ども関連の産業などの分野では、被害が継続しやすい。さらに、原発事故により金銭に換算することは難しい「地域力の低下」や「ブランド力の低下」、将来的差別なども無視できない被害である。賠償自体による二次被害ともいえる被害も生じている。賠償の継続による就労意欲・就労機会の低下、遺産分割や財産分与に代表される賠償を巡る家族間・親族間紛争の増加、賠償の格差による地域分断などが生ずることとなる。

《司法アクセスの不十分さ》 これらの被害に対し、司法は十分にその役割を果たせていない。そもそも、もともと司法アクセスが不十分な原発立地地域において、大量不法行為が生じた場合の救済スキームがわが国には用意されていない。全体の賠償予算が明確でないために、予算が厳しくなるにつれてその配分に不公平が生ずる。公平、平等、迅速、適切な賠償手続とは何か、研究を深める必要がある。簡易・迅速な解決が期待された原発ADRによる解決も、その解決手段が「和解の仲介」に留まれば、最終的な紛争解決には至らないという限界が今生じている。

本報告では、原発事故の被害の深刻さ、被害の広がり、さらには、その救済手段の不十分さを明らかにし、今後の大量不法行為における救済制度の課題を検討したい。

法社会学における理論的概念と観察的データ

コーディネータ：榎村志郎（神戸大学）

エスノメソドロジーは構造機能主義をいかに発展させたか？——趣旨説明をかねて

榎村志郎（神戸大学）

法社会学研究においては、法、正義、権利など直接には観察できない実体ないし事物が扱われる。このため、それらについて概念的、理論的な分析ないし決定が必要である。一般に、社会を構成する人間行動とその意味は日常生活においては素朴に観察可能であると想定されているが、第1に、観察されうるとされる人間の動作、振る舞い、言語がどのような研究上の意味をもつのか、第2に、その意味は日常生活上の意味とはどのような関係に立つのかについて、観察者による解釈ないし定義が不可避である。これらの二つの決定—すなわち理論における概念的決定と観察における解釈—のあいだにはどのような関係があるのか。1950年代後半から1960年代前半にかけてハロルド・ガーフィンケルは、*Parsons Primer: 'Ad Hoc' Uses* 『パーソンズ入門—アドホックな利用』と題する未完の原稿を書いている。ガーフィンケルが解説しているのは、『社会的行為の構造』（1937）から1960年代にかけてのパーソンズの研究で、その原稿全体は、行為準拠、家族、経済、政治、社会成層、構造的緊張、価値を主題とする8つの章から成り立っている。『社会的行為の構造』以降、パーソンズは、構造機能主義とサイバネティックコントロールの観点からその理論の体系化を精力的に行っていた。1950年代初頭にパーソンズのもとで博士号を得たガーフィンケルは、その原稿のなかでパーソンズの理論体系を「日常的活動を観察可能にするための社会学の一方方法」と呼び、パーソンズ理論への妥当な批判を考慮して分析しつつ、解説を試みるとしている。その結論では、あきらかにエスノメソドロジーの原型となる理論視角が提示されている。本報告では、その原稿の論理を部分的に紹介、検討して、エスノメソドロジーが、既存の社会学との根源的断絶としてのみならず、その継承発展としての解釈が可能であることを示しつつ、その視角のもとで、本ミニシンポジウムの主題として、法社会学における理論とデータの生産的な往復運動がいかにして可能かという問題を設定したい。

模擬民事裁判授業におけるエスノメソドロジーの利用可能性

榎田美雄（神戸市看護大学）

「実践的で教育的であることが、同時に理論的で研究的でありうることのエスノメソドロジー的例示 - 現代性を確保し、多様性に対応するために、法実践をイノベーションしていく機関として、ロースクールを再評価することが、模擬民事裁判授業研究で可能となるだろう」我々は、2007年より、ロースクールの授業分析を継続的に行ってきた（刊行予定あり）。今回は、模擬民事裁判のシミュレーション授業を分析対象として、ロースクールにおける教育にどのような可能性があるのか、という点を検討していきたい。当該授業には、3人の弁護士が関わっていた（内1名は、実

践家教授であり、授業主宰者である)。最終日の午前には、裁判官担当院生と原告代理人担当院生と被告代理人担当院生は、別室でそれぞれ弁護士の指導のもと、人証時の尋問の戦略を立てていた。上記の別室でのミーティングにおいて提案される「戦略」の中身は、指導する弁護士によって異なっていた。また、授業の総仕上げとして行われた、最終日午後の「模擬法廷」場面においても、多様な形で、かつ、臨機応変に、弁護士による助言が、院生に対してなされていた。さらに、教室に戻ってきたあとに、「振り返りミーティング」が行われていたが、そこにおいては、弁護士が午前の指導時に提起した複数の戦略案の異同が確認され、かつまた、「模擬法廷」場面での助言の、状況適合的意義が、その適否の検討の形で、言及されていた。そうじて、このロースクールの授業は、現代性と多様性に志向した、理論的で研究的なものだった。すなわち、現代性に関して言えば、社会情勢の変化に対応した議論の仕方がなされていた（たとえば、海鮮物卸売り業界においても、運送環境の変化をうけてトヨタ方式に近い、在庫を極小化する方式がとられるようになってきているはずだ、というような議論が組み立てられていた）し、多様性に関していえば、卸売り業者が取引関係を拡大する場合に、取引相手の規模別に編成されている「商慣習」の違い（納品受け入れ部門の名称など）について、警戒的に振る舞うことが妥当なのか、多様性容認的に振る舞うのが妥当なのか等、が実践的に議論されていた。

対話型調停における理論と実践

北村隆憲（東海大学）

当事者の自律性を尊重し調停者によるエンパワーメントを通じた自律的な問題への対処を重んじる近時の交渉ないしメディエーション理論／モデルの基礎には、当事者の表面的な要求や立場（クレーム／ポジション）の背後にある深い真の利益（インタレスト／ニーズ／価値）を発見することを通じて問題解決を促進することを重視する考え方や、さらには、インタレスト自体の多層性や世界認識・問題理解の枠組みそのものの変化にともなう紛争の意味の変容を重視する考え方などがある。実践理論家や実践者は、実践を方向付けるこのような理論・モデル・概念に依拠・参照しつつ自他の実践を理解する。専門家の知識ベースの一部となっているこのような専門的・制度的相互行為に関する規範理論・モデルは、専門家むきのテキスト、訓練マニュアル、専門家養成・訓練の文脈で文書や口頭で与えられる教示などの中に見出される「相互行為に関する専門知識ストック」(Pelakyla and Vehvilainen 2003)である。エスノメソドロジーと会話分析に依拠した相互行為分析のアプローチ（北村 2019）は、調停のコミュニケーションの相互行為それ自体の秩序と構造に焦点を合わせて分析しようとするものである。こうした分析アプローチは、いかにして、実際の調停会話データのなかから「専門家知識ストック」としての調停理論で提言された様々な現象を同定・識別すること（例えば、「インタレスト」の同定・構成・変容など）ができるだろうか。また、いかにして、このような同定から、より詳細な実践像を提供したり、実践の記述を拡張したり、新たな実践像を示したりすることを通じて、「専門知識ストック」（つまり、理論・モデル）との間に、有意義な結びつきを生み出すことができるだろうか。本報告は以上の問題意識から、対話型調停の模擬データを提示して、理論とデータとの往還について考える機会としたい。

[参考文献] 北村隆憲 (2019)「調停のコミュニケーションを分析する—非難の連鎖はいかに「管理」されるか」東海法学 56号 47-80.

自死遺族の語り（インタビューデータ）と、彼／彼女から提供された死者の遺した文書をめぐるエスノメソドロジ－的考察

藤原信行（大阪市立大学）

「トライアングレーション」という掛け声とは裏腹に、素朴実証主義に立脚するのでもないかぎり、性質が異なる複数の種類のデータ、とりわけ〈質的な〉それら、たとえば会話記録／映像記録／インタビューと文書資料の双方を単一の方法論にもとづき、単一の研究ユニット（1 篇の論文を想定している）で扱うことは容易でない。そもそもそういった研究もなされることは少ない。過去に提起されたそうしたことを推奨する研究プログラムは無残な失敗に終わった。エスノメソドロジ－においても、過去においてはともかく、今日では同質な単一の種類のデータを扱う研究ばかりである。しかしながら、実際に調査活動に携わっているならば、会話記録／映像記録／インタビューデータ（とりわけ最後のもの）を得るべく関わっている調査対象者・協力者から文書記録を得るなどといったことは、決して珍しくない。しかもそうした文書記録の提供は、対象者・協力者たちが、彼／彼女らに固有の方法にもとづいて調査に協同すること——そうした協同活動によって何事かを達成すること——の重要な一部をなしているはずである。ならば、人びとに固有の実践の方法の解明を標榜するエスノメソドロジ－は、〈(会話記録／映像記録／) インタビューデータ〉と〈文書記録〉の双方を同じ方法論のもとで単一の研究ユニットにおいて研究できなければならない。とはいえ、それぞれの種類のデータを別個に検討していくことの意義も当然あるだろう。本報告はまずもって、ある自死遺族へのインタビューデータと、彼／彼女から提供を受けた死者が生前行った法的手続にかかわる文書の下書き（の一部）とを、エスノメソドロジ－の観点から1つの研究ユニットのなかで同一の方法論にもとづいて検討していく試みである。そうした試行をつうじて、エスノメソドロジ－が、法社会学において性質が異なる複数の種類のデータを単一の研究ユニットで扱ううえでも、それぞれの種類のデータを別個に検討していくうえでも有益であることを明らかにしたい。

[参考文献] Atkinson, J. M., 1978, *Discovering Suicide: Studies in the Social Organization of Sudden Death*, Pittsburgh: The University of Pittsburgh Press. /Hester, S. & P. Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, Lanham: University Press of America./Watson, R., 2009, *Analysing Practical & Professional Texts: The Naturalistic Approach*, Farnham: Ashgate.

社会的包摂の実践と質的研究：エスノメソドロジ－と内容分析の研究事例を通じて

正井佐知（大阪大学）

本報告の目的は、社会的包摂の実践についての二つの研究を事例として質的研究の調査と分析方法について検討することである。一つ目の事例は、障害のある人が参加している音楽団体についての研究である。本研究は、障害のある奏者の相互行為的な集団参加の方法を明らかにするため音楽団体で6年間の参与観察を行い、エスノメソドロジ－を中心とした分析をするものである。音楽団体では、複数人の障害のあるメンバーの参与を確保するために多様な相互行為を行っているが、本

報告では発達障害のあるメンバーとその他のメンバーのやり取りを取り上げる。二つ目の事例は、入所施設に居住している障害者の投票参加・投票支援についての研究である。本研究は近畿圏の全入所施設の施設長を対象にしたアンケート調査であるが、本報告では自由記述欄の内容分析について取り上げたい。複数ある自由記述欄のうち、知的障害のある入所者の投票・投票支援についての回答について検討する。双方の研究方法は、事実探索的である点において共通するものの、エスノメソドロジーは秩序の産出、内容分析は主観的視点へのアプローチに主眼が置かれており大きな相違点がある。また、前者は従来 of 社会学的理論・方法から距離を置いて分析可能であるのに対し、後者は既存のカテゴリにデータを振り分ける点や量的研究の方法に影響されている点においても異なっている。本報告では、具体的なデータを提示し双方の調査法、分析の特徴について法的要素の抽出と関連させながら、比較検討を行う。そして、シンポジウムの目的である理論とデータの往復についての考察へ向けて有効な視点を提供することを試みたい。

[参考文献] Berelson, Bernard, 1952 *Content Analysis in Communication Research*, New York: Free Press./Krippendorff, K., 1980, *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*, New York: Sage Publications. (= 三上俊治, 椎野信雄, 橋下良明訳, [1989]1992 『メッセージ分析の技法——「内容分析」への招待』勁草書房.

企画関連ミニシンポジウム②

学際的に見た司法制度改革

コーディネータ：企画委員会
司会：藤本 亮（名古屋大学）
ディスカッサント：阿部昌樹（大阪市立大学）

企画趣旨

梶澤秀木（佐賀大学）

本シンポジウムは、司法制度改革を、一旦、諸社会科学分野ごとに分析し、それを持ち寄ることによって、その総体を相対化して観ることを試みる。その社会科学分野とは、歴史学、政治学、行政学である。

出口報告では、今回の司法制度改革を、20～30年ではなく、より長期の戦後史や日本近代史のスパンの中で分析する。本報告では、今回の司法制度改革に関し、熱い実践者の視点ではない、冷静な歴史家の視点による新たなイメージが得られるであろう。

武蔵報告では、政治家の行動に着目したミクロな分析により、司法制度改革熱の急激な盛り上がり、ポスト司法制度改革期の急激な退潮が分析される。本報告でも、冷静な分析により、司法制度改革に関する斬新なイメージが得られるであろう。

西川報告では、司法制度改革審議会で提唱された裁判官増員に焦点を合わせる。その分析の結果は、驚くべき事に、裁判官は増員から減員に転じているというものである。

1. 司法制度改革審議会を「歴史化」する——「戦後体制」と司法制度改革

出口雄一（桐蔭横浜大学）

本報告においては、設置されてから20年が経過した司法制度改革審議会について、戦後史（中期：70年）及び近代史（長期：150年）の文脈の中に位置づけ、その営為と成果を「歴史化」することを試みる。本報告においては同審議会を、1950年代後半に形成された「戦後体制」が動揺したことに対応して行われた、政治・行財政改革の一部をなしたものと捉えて、その意義を検討する。

大正期から行われていた司法部の動きを前提として、戦後改革の一環として行われた司法制度改革は、憲法附属法レベルでは日本国憲法の規定及び理念に基づいて推進されたが、法曹養成制度等の運用レベルの改革は日本側が主導したということもあり、戦前との連続性を強く持つという点で「不徹底」であった。日本国憲法と日米安保条約を両軸とする「戦後体制」の下で、統治機構を支えるサブシステムとして機能することとなった司法制度に関しては、1960年代に臨時司法制度調査会が「法曹一元」に論点を集約して改革を試みたが、法曹間の「理念的対立」を乗り越えることが

出来ずに失敗した。そのような中、1970年代には民事・刑事の双方における司法制度の「日本的特色」が、長期的な射程から批判的に検討されるようになる。

1990年代半ば以降の「戦後体制」の動揺（もしくは終焉）を踏まえて「この国のかたち」を見直そうとした司法制度改革審議会は、司法制度及び法曹養成のあり方について、中期・長期の射程においてどのような処方箋を提示しようとしたのか。本報告では、そのラフスケッチを提示することとしたい。

2. 政治学から見た司法制度改革——ポスト司法制度改革の立法過程はなぜ後退したのか

武蔵勝宏（同志社大学）

本来、司法制度に関連する法案は、治安立法を除いて、与野党間の対立が生じにくいロー・セイリアンスの政策であるとされてきた。その背景には、1960年代の臨時司法制度調査会での日弁連と法務省・最高裁の対立による失敗を契機に、1970年代以降、司法制度の改正は法曹三者の協議によって合意が得られたものに限り法制化されるという慣行が確立されたことがあると考えられてきた。2000年代に至って司法制度改革が実現可能となったのは、司法制度の整備に消極的であった自民党が、経済界の要望を受けて、一転して改革に積極的に取り組むようになったことが転機となった。その結果、2002年度から2004年度にかけて司法制度改革関連法案として閣法24件が成立し、1件のみが廃案となった。

ところが、こうした司法制度改革の機運も、司法制度改革推進本部が2004年末に解散して以降、急速に勢いを失うこととなった。ポスト司法制度改革の立法過程を主体的に担うこととなった法務省から2005年以降、国会提出された閣法のうち、ポスト司法制度改革法案は実質2割程度に過ぎない。司法制度改革で成立した24法律のうち、2005年以降、再改正が行われたのも5件程度に過ぎない。さらにこの間、法務委員会において政治的争点となった法案も10件弱に過ぎないのである。

このように、ポスト司法制度改革の立法過程が後退した要因としては、①政党、政治家にとって司法制度改革が取り上げるべき議題として政治的重要性を失ったこと、②他方で、保守的な治安立法の重要性が、政権内部で高まったことがその背景にあると考えられる。本報告では、こうしたロー・セイリアンスとしてのポスト司法制度改革の立法過程を分析し、その問題の構造を明らかにすることとしたい。

3. 司法制度改革審議会で提唱された裁判官増員はどうなったのか

西川伸一（明治大学）

2001年に出された「司法制度改革審議会意見書」には「裁判官を大幅増員することが不可欠である」と記されている。この意見書を受けて制定された司法制度改革推進法、さらにこれに基づき閣議決定された司法制度改革推進計画でも裁判官の増員が謳われている。あれから今日にいたるまで、

この政府方針はどのように、そしてどの程度達成されたのであろうか。本報告ではそれを明らかにし、あわせて今後の見通しを検討したい。

言うまでもなく、下級裁判所裁判官の員数は裁判所職員定員法で決められている。毎年通常国会で改正法案が可決・成立し、裁判官の増員を法的に根拠づけてきた。具体的には、判事の定員は2001年の1390人から2018年の2085人へ、判事補のそれは799人から952人へと段階的に引き上げられてきた。上記意見書で提言されたあと、裁判官の定員は顕著に増えたのである。もちろん、毎年法の改正にはそれぞれ理由が必要である。国会では法務大臣が衆参の法務委員会でそれを説明する。法相はいかなる理由を用いて裁判官の増員の必要性を訴えてきたのか、これに対する同委員会での質疑と裁判所からの答弁、各会派の賛否、さらに実際の増員数を年ごとに追跡する。

もちろん定員と実員数は異なる。判事の実員は弁護士任官がきわめて低調な現状ではすぐには増やせない。判事補の実員を増やして10年後にようやく実を結ぶことになる。煎じ詰めれば、裁判官の増員とは判事補の増員のことなのである。ところが判事補の定員は2009年に1020人にまで増やされたが、翌年からは1000人となり2018年には952人に減員されている。判事補任官者が漸減傾向にあるので充足率が下がり、定員を減らさざるを得ないのが現状である。

判事の実員は2003年から2018年までで548人増えている。一方、判事補は46人減っているのだ。このままでは裁判官数は減少に転じる。

個別報告分科会③

法律家と非法律家が法的判断をする際の脳科学的構造の異同

fMRI (機能的磁気共鳴画像法) を用いたリーガル・マインドの探求

浅水屋剛 (東京大学)

加藤淳子 (東京大学)

人の違法とせらるるは結果のみによらずして行為による

行為無価値と結果無価値についての実験研究

藤田政博 (関西大学)

刑法上の違法性の本質を、行為者の行為の規範違反性(行為無価値)とするか、法益侵害(結果無価値)とするかは基本的かつ重要な問題である。本研究では、刑法学的な理論的検討ではなく、行為無価値論的な判断の仕方と結果無価値的な判断の仕方のいずれが人の思考にとって自然な判断過程か調べるため、質問紙実験を行った。実験1では大学生を対象として架空の刑事事件を読ませ、事件全体の違法性、行為者の行為者の違法性について評価させた。以上の変数と統制変数を使用して媒介分析を行った。統制変数には、人口統計学的変数、認知欲求尺度、行為者に対する責任非難の程度、被害者遺族の証言の有無が投入された。媒介分析の結果、結果無価値評価→事件全体の違法性という直接のパスは有意でなくなり、結果無価値→行為無価値→事件全体の違法性というパスが有意になった。実験2ではアメリカ人成人サンプルに対して行ったところ、同じ結果を得た。なお、実験1で被害者遺族の影響がなかったため、実験2では条件から取り除かれた。以上より、事件全体の違法性判断にとって行為無価値的判断が重要な要素であり、結果無価値評価の影響は間接的であることが分かった。

アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償制度の統計的分析

梶岡宏成（北海道教育大学旭川校）

本報告では、アメリカ合衆国においてその高額化が憲法問題にもなっている懲罰的損害賠償制度（punitive damages system）をめぐり、合衆国最高裁の判例が連邦控訴審の判断にどのように影響を与えてきたかについて、統計的手法を用いながら分析を行う。2004年から2012年までの連邦控訴審判決318件を対象として得られた知見は、以下の5点である。①懲罰的損害賠償の算定額は、陪審によるものと裁判官によるものでは統計的には有意な差はない。②懲罰的損害賠償額の算定の際に第三者の損害額を考慮に入れてはならないと判示した2007年のフィリップ・モリス判決と海事事件において懲罰的損害賠償額は填補的損害賠償額を超えてはならないと判示した2008年のエクソン判決は、下級審での懲罰的損害賠償額の水準に影響を与えていない。③賠償額縮減決定（remittitur）が命じられた事案を分析したところ、エクソン判決の影響は見られない。④填補的損害賠償額（実損害）の額が上がるほど、懲罰的損害賠償額との比率は著しく下落する。⑤懲罰的損害賠償額の算定にあたっては、比率は大きな考慮要素となっていない。

〔参考文献等〕 Hironari MOMIOKA, *Punitive Damages Revisited: A Statistical Analysis of How Federal Circuit Courts Decide the Constitutionality of Such Awards*, 65 *Cleveland State Law Review* 379-410 (2017)

5月12日（日） 13:00～16:50

全体シンポジウム

「司法制度改革とは何だったのか」

全体シンポジウム

司法制度改革とは何だったのか

企画：榎澤秀木（佐賀大学）

司会：上石圭一（追手門学院大学）

藤本 亮（名古屋大学）

企画趣旨

榎澤秀木（佐賀大学）

全体シンポジウムでは、企画関連ミニシンポ①と②で得られた知見を踏まえて、この度の司法制度改革を振り返る報告が行われる。

まず、丸島報告では、司法制度改革を内側から牽引してこられた経験に基づき、現時点での評価・認識をお話しいただく。したがって、本報告は、改革の当事者による、貴重な証言という側面もある。

次に、田中報告は、司法制度改革の目玉の一つであり、現在も議論の焦点であり続ける法科大学院について、英米の法律家養成教育との比較や、日本の他の専門職大学院との比較を交えて、現状を分析する。

最後に、高橋報告は、司法制度改革の動きの中で、日本法社会学会はいかなる議論を行い、またいかなる議論を行わなかったのかを問う、いわば「反省の社会学」を担う。

1. 司法改革の歴史を辿り未来を展望する

丸島俊介（元日弁連事務総長）

1990年代初頭、冷戦終結とグローバル化の急速な進展、バブル経済の崩壊と政治的混迷の中で、わが国の従来型社会経済・政治システムの見直しと諸改革の動きが始まった。

諸々の改革は「法の支配」の下に有機的に結びつけられるべきものとして、要となる司法制度改革の重要性が位置づけられた。1990年代から始まった司法改革の動きは各界に広がり、司法制度改革審議会意見書に基づく新たな制度が2000年代を通じて創設された。

改革は、憲法の基本原理である「個人の尊重」と「国民主権」が真に実現される社会を目指して取り組まれ、その広がりには社会の在り方全般にも影響も及ぼした。2010年代、新たな制度の運営が進むとともに、改革の不徹底さの克服と生ずる諸問題の調整を必要とする時代となった。これらは大規模な改革に不可避の作業であったが、経済的・政治的不安定を背景とする社会的関心の低下と弁護士人口の急激な増加を背景とする弁護士会の推進力の低下なども重なり、改革の前途へ否定的な見方も生まれた。しかし、地域社会における司法と福祉の連携などに見る司法アクセスの拡充、経済活動・公的部門・国際分野への弁護士の活動領域の拡大と活躍、法曹養成に特化した高度専門教育の実現と「試験による選抜」から「教育による養成」への転換など、一連の改革により重要な

変化と成果が生まれている。2020年代を前にして、国内外の政治経済社会情勢の困難の一方で、「法の支配」の徹底と個人の尊厳や多様性を尊重する社会への底流は着実なものがある。

私自身は、これまで、司法制度改革審議会事務局のほか、法曹養成制度改革・法曹の活動領域拡大、法テラスや公設事務所等の司法アクセス拡充の取組など司法制度改革の様々な分野に従事してきたが、その経験をも踏まえて、今次改革の歴史的意義と到達点を整理し、直面する諸課題の克服の方途を探り途上にある改革作業の前進を図るため、多様な分野での活躍が求められる法曹人材の確保の在り方や改革の担い手としての弁護士会の在り方についても考えたい。

2. 我が国の法曹養成の出口拡充戦略は誰が主導すべきか——主体に着目した英米との比較

田中正弘（筑波大学）

法科大学院を含めた専門職大学院の量的発展は、学生にとって課程修了後の出口（キャリアパス）が経済的に魅力的であるか否かに左右される（阿曾沼 2014）。我が国の専門職大学院の課題は、この出口の魅力が乏しい、あるいは出口が狭いことである。例えば、中央教育審議会（2016: 1）は、「専門職学位の付加価値が社会（出口）と共有されていないなど、社会（出口）との連携が十分に図られておらず、当初期待されていたような専門職大学院数・学生数の広がりには至っていない」と述べ、出口の魅力や拡充に課題があることを提示した。加えて、専門職学位の付加価値を社会（出口）に積極的に発信していない国や大学の姿勢を強く批判している。

本発表の目的は、英米との比較を通して、我が国の法曹養成の主体の曖昧なことが、法務博士の付加価値が社会（出口）と共有されにくい一因だと、指摘することである。具体的に、イギリスでは、法曹団体が法曹養成の在り方を企画管理しているのに対し、アメリカでは、大学が法曹養成の在り方に強い影響を及ぼしている。よって、イギリスでは法曹が、アメリカでは大学が、学位の付加価値を高めたり、出口の拡充（法曹の就職先の開拓）に努めたりしている。一方で、日本では、法曹、大学、関係省庁の綱引きの結果、法曹養成の主体が曖昧なままとなっており、それ故に、出口拡充戦略の主導者も曖昧なままである。そこで、法科大学院の量的な保全のために、法科大学院自らが修了生の就職先を切り開く必要性があると、本発表で主張したい。

【参考文献】

阿曾沼昭裕（2014）『アメリカ研究大学の大学院 多様性の基盤を探る』名古屋大学出版会。
中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ（2016）「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（平成 28 年 8 月 10 日）。

3. 法社会学会は司法制度改革にどのように接近してきたか：視角と死角

高橋 裕（神戸大学）

「将来自分は、『あいつは法科大学院なんてものに加担した』と言われるんだろうな」とは、大勢として法科大学院制度の創設がおおよそ間違いなくなった頃に、或る法社会学会会員がふと述べ

た一言である。法科大学院制度およびそれを含む司法制度改革自体がいずれその成否を審判されるであろうということは、当時既に多くの者が共有していた認識であったろう。しかし、進行しつつある法科大学院制度の導入や司法制度の諸改革に対して同時代的に研究者たちが抱く態度もまたいずれは審判を受けることになるはずだ、とは炯眼であった——本報告では、日本法社会学会においてこの20年間に、司法制度改革がどのように論じられ、そして論じられなかったか、が検討される。もとより私たちは既に学会創設70周年記念シンポジウムの機会に、学会を舞台に展開されてきた研究活動についての重要なレビューを得ている（渡辺千原「法社会学研究の動向：日本法社会学会の研究活動20年の素描」法社会学第84号（2018年）所収）。そこで本報告では、その知見を踏まえながら、特に司法制度改革をめぐる議論・検討に焦点を合わせた探索を行なうことになる。

法社会学会における議論、とは範囲があまり定かでないが、実際問題としては、機関誌に掲載された論稿を検討の主たる対象とすることになる。報告者が予備的に行なったこの20年間の機関誌のサーヴェイの限りでは、司法制度改革は、法曹養成とのかかわりで論じられる傾向がこれまで強く、また、改革のあり方を実態調査に基づく経験的知見とのかかわらせようとする志向性も存在してきた一方で、同じく盛んに論じられてきている裁判員制度が、案外と司法制度改革一般とはさほど関連づけられず・いわば独立に扱われてきたらしいこと、また、同期間に着実に示されているジェンダーへの関心も司法制度改革とはさほど接合されてきていないこと、などが示唆されている。このような観点からの分析を進めることは、法社会学会においてこれまでなされてきた司法制度改革への知的接近の具体的な諸相を浮き彫りにすることに結実しよう。

しかしまた、そうした作業の結果たる比較的具体的な諸知見の獲得と並んで、本報告では次のような課題にも取り組みたい。すなわち、司法制度改革という現象を理解するうえで、どのような事実に認識や理論枠組みが意識的・無意識的に援用されてきたのかを巨視的な観点から反省的に問う、という課題である。換言すればそれは、法社会学会において展開されてきた議論においてどのような視角が採用されてきたのか、そしてその視角からは何が見え何が見えてこなかったのか、を確認するという作業である。そのことがただちに、法社会学一般の可能性と限界とを示すことにはもちろんなるまい。その作業が明らかにするのはむしろ、日本法社会学会が有してきている知的特徴である。

会場案内

会場：千葉大学 西千葉キャンパス 法政経学部棟・文学部棟（千葉市稲毛区弥生町 1-33）

西千葉キャンパスの最寄駅

- ・JR 総武線（各駅停車）西千葉駅（キャンパス南門まで徒歩約 2 分）
- ・京成みどり台駅（キャンパス正門まで徒歩約 7 分）
- ・千葉都市モノレール天台駅（北門まで徒歩約 10 分）



※東京方面から JR 西千葉駅までのアクセス



千葉方面からは、①JR 千葉駅より総武線（各駅停車）にて1駅（2分）でJR 西千葉駅まで、または②千葉中央駅より京成千葉線にて4駅（5分）でみどり台駅までお越しいただけます。

※キャンパスマップについては、本プログラムのivページをご覧ください。

日本法社会学会 2019 年度学术大会

共催：千葉大学大学院社会科学研究院